

令和6年度

学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業

－ 芸術家の派遣事業 －

〈東日本大震災復興支援対応〉

実施の手引き

(実行委員会用)

文化庁参事官(芸術文化担当)付 学校芸術教育室

令和6年6月

目次

I 学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業－芸術家の派遣事業－	
〈東日本大震災復興支援対応〉 概要	
1. 実施の流れ	1
2. 事業主旨	2
3. 事業実施対象地域	2
4. 事業内容	2
5. 主催者	3
6. 業務内容	4
7. 経費	5
8. 不正行為にかかる処分	5
II 各種手続きについて	6
1. 委託契約	6
2. 実施前	6
3. 実施後	7
4. その他の留意事項	7
5. 事業の変更・中止	8
6. 提出書類一覧	9
7. 各種提出書類の提出先及び問い合わせ先	11
III 経費について	12
1. 謝金	12
2. 旅費	13
3. 講演等諸雑費	13
4. 実行委員会の事務局経費の一部（謝金、旅費）	14
5. 実行委員会委員に要する経費の一部（謝金、旅費）	15
6. 消費税相当額（参考）	15
7. 一般管理費	16
8. 収入	16
IV 様式集	17
【様式 1】実施計画書	18
【様式 2】委託業務見積書	21
【様式 3】実施一覧	24
I 集計表	
II 実施概要	
【様式 4】実施報告書	26
I 実施状況報告書	
II 経費報告書	
III 旅費計算書	
【様式 5】委託業務完了（廃止）報告書	30
I 委託業務完了（廃止）報告書	
II 業務結果説明書	
III 業務収支計算書	
確認書（知的財産権）	36
任意団体に関する事項	37
V Q&A	39
別紙	43

学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業－芸術家の派遣事業－ 〈東日本大震災復興支援対応〉係

〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル13階

近畿日本ツーリスト株式会社 コーポレートビジネス支社 公務営業支店内

TEL : 0570-064-203 (プッシュ⑤)

E-mail : npo-kodomogeijutsu@gp.knt.co.jp

※開局時間 10:00-17:00 (平日)



▶学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業専用ウェブサイト
<https://www.kodomogeijutsu.go.jp/>

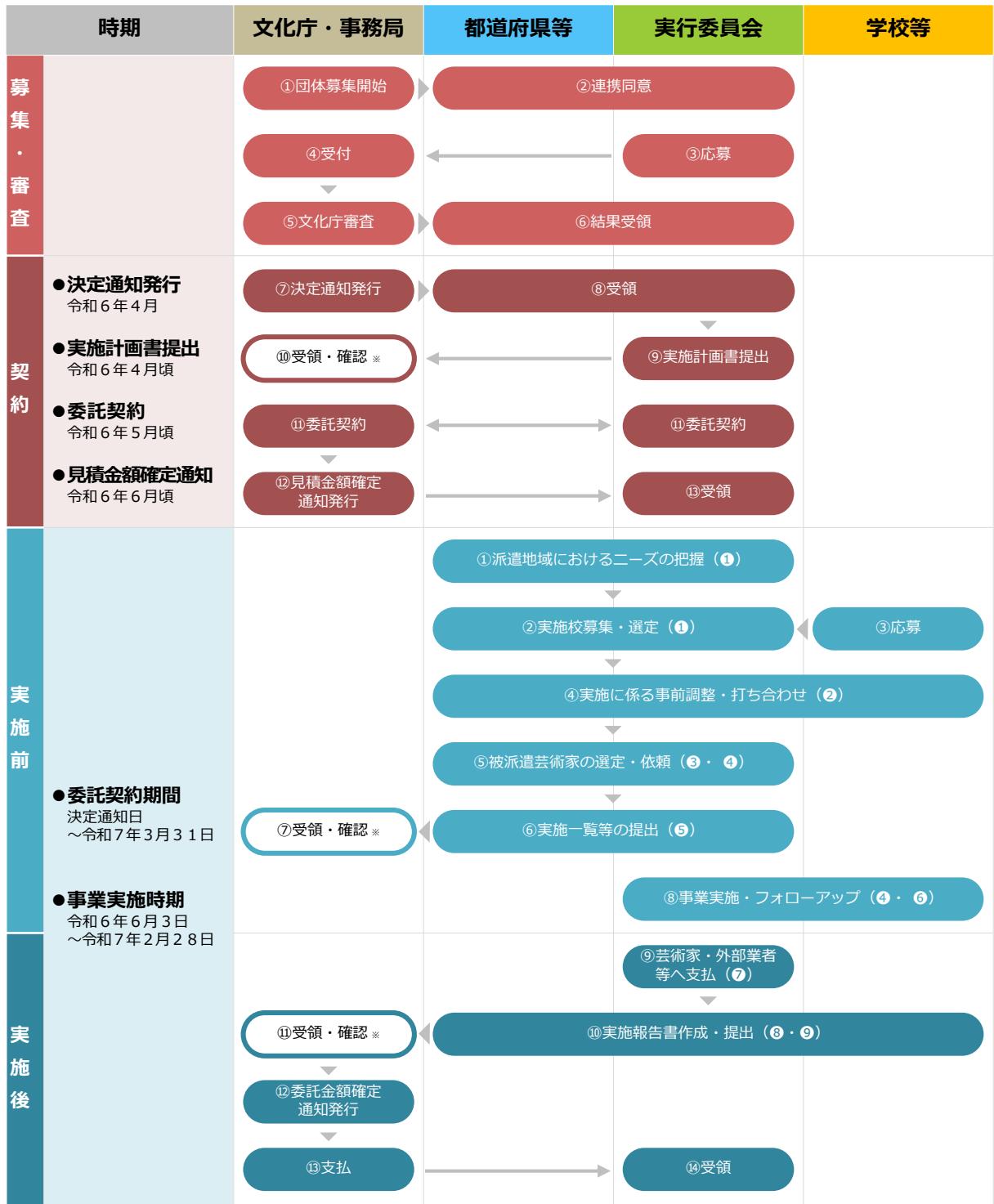
ホームページはこちら

I

学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業

－芸術家の派遣事業－〈東日本大震災復興支援対応〉概要

1. 実施の流れ



※   の手続きでは、確認事項や不備等がある場合実行委員会に確認が入ります。
 ※ ①②等の番号は、実施の手引き[P.4 「6.業務内容」](#)に対応します。

2. 事業主旨

東日本大震災により甚大な被害を受けた被災地において、子供たちを中心に文化芸術活動を提供する事業を実施することによって、子供たちが健やかで安心できる環境の醸成を図るとともに、円滑な地域の復興に資することを目的としています。

3. 事業実施対象地域

岩手県、宮城県、福島県を中心とした東日本大震災の被災地

4. 事業内容

国から委託を受けた実行委員会（事業実施対象地域の地方公共団体、文化芸術の振興を目的とする公益法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、文化芸術団体等で構成）が、被災地等における文化芸術活動へのニーズを把握し、状況や内容に応じた芸術家等を被災地に派遣して文化芸術活動を実施します。

① 実施分野

音楽、演劇、舞踊、大衆芸能、美術、伝統芸能、文学、生活文化、メディア芸術 等
[»P.44「【別紙Ⅰ】実施分野」](#)

（注）上記以外の分野でも、子供たちに文化芸術活動の素晴らしさを伝えることができるものであれば実施可能です。事前に事務局まで御相談ください。

② 実施回数

1校当たりの実施回数は原則として1～3回とします。

③ 実施件数

審査結果通知時の査定額内で実施可能と判断する範囲で実施してください。なお、実施形態として複数の学校が合同で開催することも可能とします。

④ 実施先

実行委員会の主たる事務所が所在する、都道府県・政令指定都市内全域

採択決定後、契約に際し提案した内容について調整が必要な場合には、文化庁及び事務局と協議の上、派遣予定校数等を改めて調整することを認めます。なお、実施校については、採択決定後に調整するものとします。

また、多くの子供たちに、文化芸術の鑑賞・体験機会を提供するため、下記の事業で採択されている学校と実施校が重ならないよう工夫してください。

■ 原則採択不可

令和6年度「学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業」の実施予定校

- ・芸術家の派遣事業（学校申請方式）
- ・コミュニケーション能力向上事業（学校申請方式）
- ・子供 夢・アート・アカデミー

■ 優先して採択すべき理由がある場合に限り、採択可

令和5年度「文化芸術による子供育成推進事業」の実施校

- ・芸術家の派遣事業（学校申請方式、特定非営利活動法人実施分、東日本大震災復興支援対応）
- ・コミュニケーション能力向上事業（学校申請方式、NPO法人等提案型）
- ・子供 夢・アート・アカデミー

⑤ 被派遣芸術家

個人の芸術家又は小規模な芸術家グループ。

1回当たり、主指導者は原則1名、補助者は5名までとします。

⑥ 対象及び参加者

対象：小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校（小学部、中学部、高等部）、中等教育学校、高等学校

参加者：実施校の児童・生徒・教職員及び保護者等、合同開催校の児童・生徒・教職員及び保護者等

※参加の主体は児童・生徒です。教職員や保護者向けの取り組みは対象外です。

※対象参加者であっても、学級単位以下のごく一部の代表児童・生徒のみを対象とする取り組みは避け、できる限り多くの子供たちが参加できる計画としてください。

⑦ 実施会場

原則として実施校の施設（教室・体育館等）とします。ただし、複数の学校が合同で実施する場合や全校児童・生徒を収容できるスペースがない場合等には、地域の文化施設等適切な施設を会場とすることができます。

(注) 会場の管理者と実施内容を打ち合わせした上で、会場設定をお願いします。

⑧ 事業実施期間

事業実施期間：令和6年6月3日（月）から令和7年2月28日（金）まで

※やむを得ず上記実施期間を過ぎる場合は事前に御相談ください。

⑨ 本事業の位置付け

本事業は小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等の国語・音楽等の教科や総合的な学習の時間、特別活動の中の学校行事等に位置付けて実施することとしています。

部活動等、教科や学校行事以外の実施は認められません。

5. 主 催 者

主催者及び共催者は、次のとおりですが、必要に応じて会場の管理者、市区町村、市区町村教育委員会を「地元共催者」として加えることができます。

【主催者】 文化庁、実行委員会

【共催者】 都道府県、都道府県教育委員会、政令指定都市、政令指定都市教育委員会のいずれか又は複数及び実施校

※以下、共催者及び文化庁が認める共催者（会場の管理者、市区町村又は市区町村の教育委員会）をあわせて「地元共催者」と表記します。

※実施校において、学校の広報誌等に本事業を掲載する場合は、「文化庁・実行委員会主催事業」であることを明記してください。

6. 業務内容

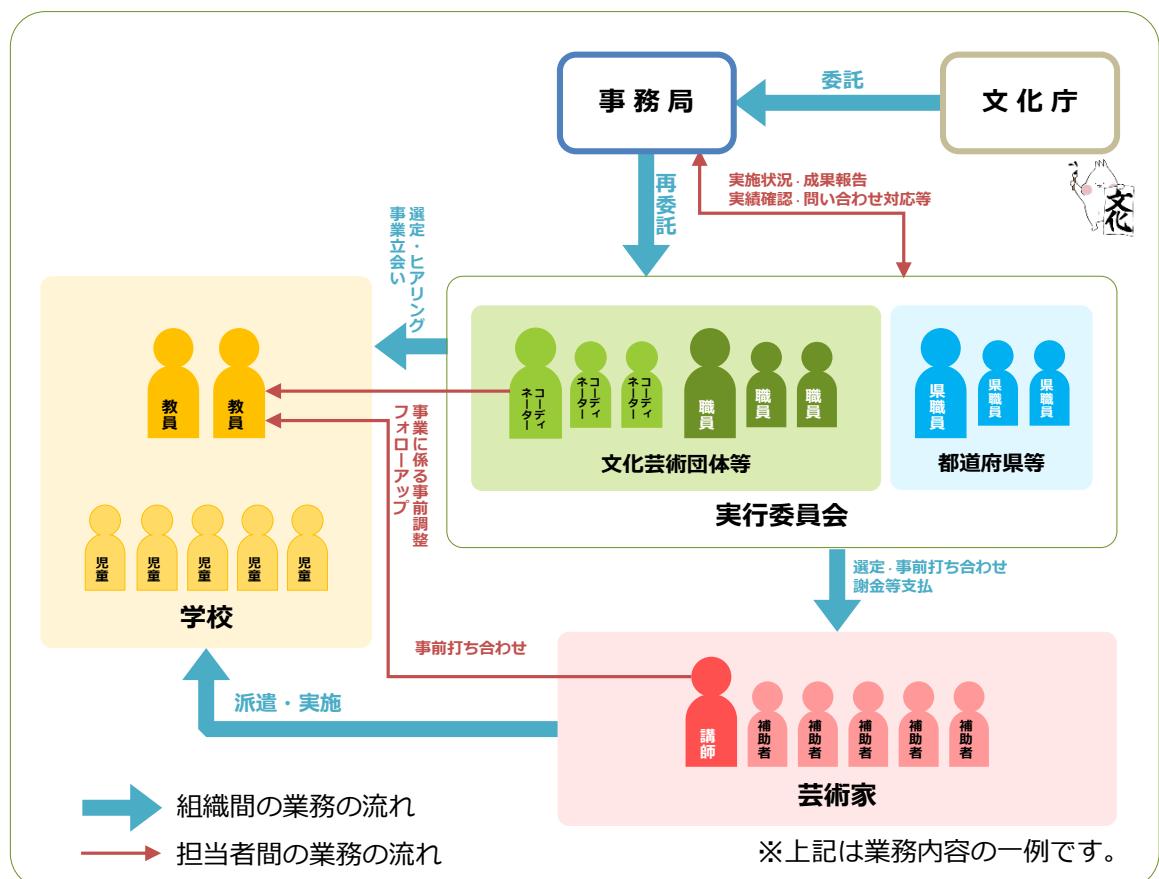
① 業務内容

- ① 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における文化芸術活動に対するニーズの把握
- ② 実施に当たり必要な事前調整等の打ち合わせ業務
- ③ 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等の状況に合う芸術家等を選定する業務
- ④ 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等へ芸術家等を派遣する業務及び立会い(必要時)
- ⑤ 業務進捗管理上必要な実施計画、実施状況等を報告する業務
- ⑥ 事業実施後、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等を訪問し、書類作成等のフォローアップや改善へ向けたヒアリング等を行う業務
- ⑦ 芸術家等に対する講師謝金、旅費、講演等諸雑費の支払に関する業務
- ⑧ 当該事業に係る実施報告及び精算手続き
- ⑨ 実績確認等についての対応・協力
- その他上記業務の執行に必要な作業全般

※本事業の事務局運営は、文化庁から委託を受けた団体が行います（この受託者を以下、「事務局」という。）。

※委託事業完了報告書等については、文化庁又は事務局においてその集録を編集し、書籍及びインターネットその他の媒体により公表することができるものとします。

① 関係性図解



7. 経費

文化庁負担経費	実行委員会又は地元共催者負担経費
(1) 謝金 (2) 旅費 (3) 講演等諸雑費（楽器運搬費等） (4) 実行委員会の事務局経費の一部 （賃金、旅費） (5) 実行委員会委員に要する経費の一部（謝金、旅費） (6) 消費税相当額 (7) 一般管理費 (8) インボイス制度適用により仕入税額控除を受けられず自己負担となる税額の一部	• 文化施設を利用する場合の会場借損料及び付帯設備費 • 学校の施設設備の使用及び条件整備に係る経費 （光熱水費、ピアノの移動・調律、暗幕設置経費等） • 児童・生徒の会場への移動費 • 諸雑費(お茶代等) • 文化庁の基準単価を上回る経費 • 事務所維持費 • 管理部門の人事費 • ガソリン代・駐車場代 • 食事代 • 本事業での使用分を区別できない消耗品等

- 具体的な経費の内容・規定・上限等については下記を確認してください。
[»P.12「Ⅲ 経費について」](#)
- 学校等での実施を想定しているため、極力地元共催者の負担が発生しないよう配慮の上、実施してください。

8. 不正行為にかかる処分

経費の虚偽申請や過大請求等による委託費の受給等、不正行為を行った場合には、採択の取消、委託費の全部又は一部の返還、加算金の納付、不正行為の公表、委託費の支払停止措置を行う場合があります。

また、平成22年9月16日付け文化庁長官決定に基づき、文化庁が芸術活動への支援等のために募集を行う事業への応募制限を行います。

芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について

平成22年9月16日
文化庁長官決定

文化庁が芸術活動への支援等のために公募により行う事業について、芸術団体等による支援金等の不正受給があった場合、下記のとおり応募制限を行う。

記

- 虚偽の申請や報告による支援金等の不正な受給、支援金等の他の事業・用途への流用、私的流用：応募制限期間4～5年
- 調査に応じない、調査に必要な書類の提出に応じない、その他文化庁の調査を妨害したと認められる場合：応募制限期間2～3年
- 文化庁以外の他の機関が行う支援事業において不正行為等を行ったことが判明した場合は、上記（1）、（2）に準じて取り扱う。

加えて、平成23年度に新たに文化庁が設置した「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関する検討会」において、「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関するまとめ」（別冊）を取りまとめております。

本事業に係る委託費も対象となりますので、内容を熟読の上、適正な会計処理をしてください。

※ 「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関するまとめ」

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/hojokin/>

II

各種手続きについて

1. 委託契約

① 決定通知発行

採択を受けた実行委員会に対し、受託の確定及び開始について、令和6年4月以降（令和6年度事業開始後）に、「決定通知」を以てお知らせします。

② 業務計画書確認

契約の締結に当たり、採択を受けた企画提案内容を基準とし、文化庁・事務局・実行委員会において【様式1】実施計画書、【様式2】委託業務見積書の確認を行います。なお、この業務は、令和6年4月から円滑に業務開始できるよう、決定通知発行以前に準備を開始してください。

※実施計画書の締切日は、別途御案内します。

③ 委託契約

【様式1】実施計画書を確認し、契約書の取り交わしをします。契約書は事務局で作成します。契約書には収入印紙を貼り付けてください。

委託契約期間：決定通知日から令和7年3月31日（月）まで

※委託契約書の締結日は、委託契約期間中の任意の日付としてください。

※契約は、締結日に関わらず、決定通知日に遡って適用されます。

④ 見積金額確定通知

契約後、【様式2】委託業務見積書の金額を基に、委託額の上限となる見積額（以下、「見積確定額」という。）を決定し、見積金額確定通知を発行します。

2. 実施前

① 実施一覧の提出

P.4「6.業務内容」①～③の業務を踏まえ、実施校等及び芸術家と実施内容について共通理解を図った上で、【様式3】実施一覧（I集計表・II実施概要）を作成の上、毎月第一月曜日までに事務局に提出してください。また、日程変更や中止等が生じた場合は、直近の報告回において最新情報を反映の上報告してください。

定期提出期限：毎月第一月曜日

計画確定期限：令和6年10月31日（木）

② 概算払

見積金額確定通知後、希望する実行委員会に概算払の請求書フォームを送信します。必要事項を記入し押印の上、PDFをメールにて御提出ください。受信後、事務局にて記載事項に不備がないことを確認した後、支払の手続きを行います。

※概算払請求書の締切日及び支払日は、請求書フォームを送信する際に御案内します。

※契約締結前に概算払請求を受けることはできません。

※概算払請求の受付は、文化庁から事務局へ概算払があり、事務局の支払準備が整った後に開始となります。各実行委員会の希望する時期の支払を約束するものではありません。

3. 実施後

① 支払

実行委員会において、以下の支払を行ってください。

※支払は原則として銀行振込としてください。

- ・ 派遣した芸術家（講師及び補助者）に対する謝金及び旅費の支払
- ・ 業者等に対する講演等諸雑費の支払

（注）講演等諸雑費については、実行委員会が直接業者等に支払を行ってください（業者から実行委員会宛てに請求を受け、請求書に基づいて支払をしてください。講師や学校からの請求書では支払わないでください）。

② 実施報告書、委託業務完了（廃止）報告書の提出

各書類の提出期限までに事務局へ提出してください。

- 【様式4】実施報告書及び添付書類

提出期限：**各講演終了後30日以内又は令和7年3月7日（金）のいずれか早い日**

- 【様式5】委託業務完了（廃止）報告書及び添付書類

提出期限：**全講演終了後30日以内又は令和7年3月7日（金）のいずれか早い日**

③ 委託金額確定通知

事務局において、【様式4】実施報告書及び【様式5】委託業務完了（廃止）報告書、証憑書類の内容を確認後、委託費の額を確定します（以下、「委託費確定額」という。）。委託費確定額は、見積確定額以内の金額とします。

④ 委託費確定額の確認と請求

委託金額確定通知受領後、事務局より次のいずれかの手続きについて御案内します。

- 概算払金額が精算金額（＝委託費確定額）を下回る場合▶A) 精算払請求の御案内
- 概算払金額が精算金額（＝委託費確定額）を上回る場合▶B) 返納手続きの御案内

A) 精算払請求の御案内

事務局にて請求フォームを作成し、請求手続きについて御案内します。必要事項を記入し押印の上、PDFをメールにて御提出ください。請求書受付後、事務局から実行委員会へ委託費確定額の残額を支払います。

B) 返納手続きの御案内

事務局より「返納通知書」にて返納期限及び返納金額をお知らせしますので、期限内に指定口座への振込をお願いします。

4. その他の留意事項

- ・ 諸謝金等の支払に当たり講師等の個人番号を取り扱う場合は、番号法および特定個人情報ガイドラインを遵守してください。
- ・ 実行委員会の名称や代表者名の変更があった場合には、必ず事前にお申し出ください。変更届フォームを送信します。
- ・ 委託事業については、会計検査の対象となりますので、実行委員会において、会計検査院による検査が実施されることがあります。また、必要に応じて、文化庁が委託業務の実施状況、委託経費の使途、その他必要な事項について報告を求めるとともに、実地検査を行うことがあります。

- 受託者は、委託業務の経費に関する支出を費目ごとに区分して記載するとともに、これらの関係書類について、委託業務を実施した翌年度から5年間保存する必要があります。

5. 事業の変更・中止

自然災害等の非常事態発生

実施校と連絡をとり、予定する日程での実施可否を判断。
併せて「延期」「中止」「判断保留」いずれとするかを相談。

延期・判断保留

延期・変更後の日程の調整ができた

【様式3】実施一覧(I集計表)を定期報告時(毎月第一月曜日)に更新して提出してください。

延期・変更後の日程が現時点では決められない

【様式3】実施一覧(I集計表)の定期報告時(毎月第一月曜日)に、該当の実施回へ「調整中」と記入し、提出してください。

中止

【様式3】実施一覧(I集計表)の定期報告時(毎月第一月曜日)に、該当の実施回へ「中止」と記入し、提出してください。

事務局

共有

文化庁

- 都道府県等の事務整理上、変更届が必要な場合は、任意書式を作成し提出してください。
- 自然災害等の非常事態が発生した場合、学校・芸術家の安全確保を優先してください。またできる限り延期等の措置を取り、可能な限り実施の方向で再調整をしてください。
- 芸術家が現地に到着した後に事業の延期又は中止の状況が生じた場合、移動に要した旅費は見積確定額の範囲内で計上が可能です。
- 自然災害等による急な延期・中止に伴い発生した交通・宿泊のキャンセル料、手配変更手数料については計上が認められますが、未使用的チケット代等の計上は認められません。また、謝金の補填等は行いません。
- 実行委員会又は芸術家都合による延期・中止により生じた費用は計上が認められません。
- 延期する場合、事業実施期間内の日程で調整を行ってください。

6. 提出書類一覧

① 提出書類一覧

- ◆ … 必ず提出が必要な書類
- ◇ … 場合に応じて提出が必要な書類
- ・ … 提出は任意

	提出期限	提出書類	形式	備考
契約前	別途案内	◆ 【様式1】実施計画書	Excel	
		◆ 【様式2】委託業務見積書	Excel	
		◆ 任意団体に関する事項	Word	
		◇ 根拠書類（写） (見積書・カタログ等)	PDF	講演等諸雑費の根拠を示す場合のみ
契約時	事務局からの発送後 10営業日以内	◆ 契約書	紙媒体	»P.6「1.委託契約」
		◇ 確認書（知的財産権）	紙媒体	知的財産権の帰属を自団体とする場合のみ
契約後	定期：毎月第一月曜日 最終：10月31日	◆ 【様式3】実施一覧（I・II）	Excel	»P.6「2.実施前」 »P.24「【様式3】実施一覧」
実施終了後	各講演終了後30日以内 又は 令和7年3月7日（金） のいずれか早い日	◆ 【様式3】実施一覧（I・II）	Excel	10月31日以降に変更が生じた場合、変更を反映して提出してください。
		◆ 【様式4】実施報告書（I 実施状況報告書）	Excel	・ 実施校ごとに作成してください。 ・ 今後、文化庁の資料として使用することやホームページ等で公開することができます。あらかじめ関係者の承諾を得ていただくようお願いします。
		・ 記録写真	PDF/JPEG/PNG 等	
		◆ 【様式4】実施報告書（II 経費報告書）	Excel	
		◆ 【様式4】実施報告書（III 旅費計算書）	Excel	派遣した芸術家全員分の旅費計算書を作成してください。
		◆ 実施報告書に添付する根拠書類（写）	PDF	»P.10「②根拠書類」
業務完了後	全講演終了後30日以内 又は 令和7年3月7日（金） のいずれか早い日	◆ 【様式5】委託業務完了（廃止）報告書 (I・II・III)	Excel	経費の執行に当たり費目間で経費の流用をする場合は、費目間で流用する額が見積確定額の各費目の20%を超えないようにしてください。
		◆ 委託業務（廃止）完了報告書に添付する根拠書類（写）	PDF	»P.10「②根拠書類」
請求時	書類精査完了後	◆ 請求書（精算払／概算払）	押印後 PDF	»P.7「3.実施後」 令和6年度より、押印原本の郵送は不要になりました。

② 根拠書類

	費目	提出書類	形式	備考
【様式5】に添付する根拠書類	賃金	① 本人に支払ったと分かる書類（給与明細書、領収書、振込明細等） ② 雇用規定 ③ 出勤簿等、従事時間の確認できるもの	PDF	
	人件費付帯経費	① 本人に支払ったと分かる書類（給与明細書、領収書、振込明細等）	PDF	社会保険料等
	旅費 (事務局職員分)	・ 立替払の場合、本人に支払ったと分かる書類（領収書、振込明細等） ・ 団体が支払った場合、団体から支払先への支払が確認できる書類	PDF	
	謝金	① 本人に支払ったと分かる書類（領収書、振込明細等） ② 単価を実行委員会で定める場合、その規程（申請時未提出の場合）	PDF	講師又はコーディネート団体にまとめて支払った場合は、内訳書を添付してください。
	旅費 (派遣する芸術家分)	・ 立替払の場合、本人に支払ったと分かる書類（領収書、振込明細等） ・ 団体が支払った場合、団体から支払先への支払が確認できる書類	PDF	※ガソリン代は計上できません。 ※レンタカーを使用の際は、車賃の計上はできません。
	講演等諸雑費	① 立替払の場合、本人に支払ったと分かる書類（領収書、振込明細等）	PDF	
【様式4】に添付する根拠書類	航空機	① 支払記録（振込明細、領収書等） ② 搭乗証明書又は搭乗案内※ ※eチケット控えは不可	PDF	・ 航空機を利用する場合は、原則として、「割引制度」を利用してください。 ・ クラスJ等のグレードアップ分は支払うことができません。 ・ 楽器席料金は講演等諸雑費として計上してください。
	特急・急行列車	① 支払記録（振込明細、領収書等） ※乗車券は不可	PDF	グリーン車等のグレードアップ分は支払うことができません。
	高速料金	① 領収書又はETC利用証明書	PDF	
	宿泊費	① 支払記録（振込明細、領収書等）	PDF	※駐車場代、食事代は計上できません。
	日当	・ 事業規程に準ずる場合、不要 ・ 県の条例等を適用する場合、条例の一部を抜粋した書類	PDF	
	車賃	・ 事業規程に準ずる場合、不要 ・ 県の条例等を適用する場合、条例の一部を抜粋した書類	PDF	レンタカーを利用した場合は、講演等諸雑費として計上してください。
	パック旅行を利用する場合	① 内訳明細書 ② 支払記録（振込明細、領収書等） ③ 航空機を使用した場合、搭乗証明書又は搭乗案内※ ※eチケット控えは不可	PDF	
講演等諸雑費	発注、請求等の外注の取引が生じた場合	① 請求書 ② 内訳明細書 ③ 支払記録（振込明細、領収書等）	PDF	・ 運搬費を計上する場合、運搬区間の記載された明細書を提出してください。 ・ 著作権使用料を計上する場合、対象となる企画の詳細（会場名、実施日等）が記載された明細書を提出してください。
	店舗等を利用し直接購入した場合	① 支払記録（振込明細、領収書等）	PDF	

※「搭乗案内」とは、搭乗口を通過される際に発行される「行先」「便名」「座席番号」が記載された小さい用紙のことです。

③ 報告書提出時の諸注意

請求書等の支払金額の証憑書類を必ず取得し、提出してください。

資料は必ず右肩に番号を記入し、【様式5】委託業務完了（廃止）報告書（Ⅲ 業務収支計算書）の資料番号と一致させてください。

【資料番号のつけ方の例】



・証憑書類については追加提出を求める場合もあります。書類の追加・差替の場合を考慮し、費目ごとに付番する等、工夫してください。

・書類が差替となった場合も、番号は変更せず、「差替」と書き添えの上、提出してください。
(例：人1の書類を差し替える場合→「人1差替」)

※上記は一例です。事務局での書類精査を効率的に進めさせていただくためのお願いとなりますので、各実行委員会の経理上の処理や、管理に支障のない範囲で対応してください。

7. 各種提出書類の提出先及び問い合わせ先

学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業事務局
芸術家の派遣事業〈東日本大震災復興支援対応〉係

〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル13階
近畿日本ツーリスト株式会社 コーポレートビジネス支社 公務営業支店内
TEL : 0570-064-203 (プッシュ⑤)
E-mail : npo-kodomogeijutsu@gp.knt.co.jp
※開局時間 10:00-17:00 (平日)

III

経費について

1. 謝金

1. 謝金単価

区分	単位	単価	1日1校当たりの上限額
講師謝金（主指導者）	1日1校当たり	35,650円（税込）	
補助者	演奏謝金（実技披露）	1名1時間当たり	6,520円（税込） 19,560円（税込）
	実技指導謝金	1名1時間当たり	5,200円（税込） 15,600円（税込）
	単純労務謝金	1名1時間当たり	1,210円（税込）

2. 支給対象経費

原則、講師謝金（主指導者）1名分、区分に応じた補助者謝金5名分まで。

（複数校による合同開催かつ文化施設で実施する場合8名分まで）

3. 補助者の分類について

- 「演奏（実技披露）者」…実際に実技を披露する者
- 「実技指導者」…実技を指導する者
- 「単純労務者」…実技披露も実技指導も行わない者（例：荷物運搬、舞台設置等）
講師の秘書等隨行者や企画制作を行う者等は該当しません。

4. 補助者の実施時間について

本事業でいう実施時間とは、実働時間であり、準備、休憩、移動、練習、打ち合わせ等は時間に含みません。講演等の時間に見合う金額を計上してください。

支払単位は1時間とし、1時間未満の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとなります。

（例）

回数	実施日	実施時間（分）	支払単位としての実施時間（時間）
第1回	9月1日	80分	1時間
第2回	9月2日	100分	2時間
第3回	9月3日	200分	3時間

5. 留意事項

- 上記の謝金の額は「学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業」において文化庁が設定しているものです。
- 講師の秘書等隨行者や企画制作を行う者等は、補助者（単純労務を行う者）に該当しません。
- 文化庁において負担する上限額は上記のとおりとしますが、上限額の範囲内であれば実行委員会において単価を定めることは可能とします。

- ④ 同日に複数校で実施する場合は、実施校数分の謝金計上が認められます。
- ⑤ 1日に講師が、同一の児童・生徒を対象に、同一の取り組みを1単位時間以上、指導を行う場合、ワークショップ等の実施回数は1回と数えることとなります（休憩を挟んでいたとしても、休憩の前後で回を分けることはできません）。

2. 旅費

1. 支給対象経費

① 講演に要する経費

「講師及び補助者の居住地から学校等実施会場までの往復旅費」

旅費は、主指導者1名、補助者最大5名分まで文化庁において負担します。
(複数校による合同開催かつ文化施設で実施する場合8名分まで)

② 事前の打ち合わせに要する経費

「講師の居住地から打ち合わせ会場までの往復旅費」

事務局職員、講師、学校で実施する事前打ち合わせのための旅費は、講師1人分に限り1回を上限に計上可能です（事務局職員の旅費については[P.14「4.実行委員会の事務局経費の一部（賃金、旅費）」](#)を参照してください）。

2. 旅費基準

- ① 前項の①②共に、文化庁が定める当該事業の基準に基づき計上してください。

[» P.45「【別紙Ⅱ】旅費基準表」](#)

なお、該当する規定がない場合の旅費の計上に当たっては、「国家公務員等の旅費に関する法律」に規定する行政職俸給表（一）の4級相当を基準としてください。またこれに依り難い場合は、各都道府県で定められた旅費に関する条例等に準じることを認めますが、報告時には規定該当箇所の明示等が必要となります。

- ② 原則として公共交通機関を利用し、講演に支障をきたさない範囲で、講師及び補助者の居住地から学校等実施会場までの、最も効率的かつ経済的な移動経路の往復旅費を上限とします。

3. 留意事項

- ・ 往復料金やパック料金など割引が適用される場合は、その額を計上してください。
- ・ 条例等に基づき、講師及び補助者ごとに旅費を算出してください。
- ・ 同一講師が同じ市区町村内等近隣の学校等で実施する場合は、連続した日程で実施するなど、経済的・効率的に実施できる方法を検討してください。
- ・ 単純労務を行う者は、原則現地の方を想定していますので、旅費の計上は認められません。旅費を支払う必要がある場合は理由を確認します。
- ・ 旅費とは別に楽器等を運搬する費用を要する場合（業者による運搬費用等）は、「講演等諸雑費」へ計上してください。やむを得ずレンタカーを使用する場合は、旅費が二重計上にならないように必ず調整を行ってください。

3. 講演等諸雑費

1. 支給対象経費

- ・ 対象となるのは、本事業実施に当たり直接必要となる経費です。
- ・ 著作権使用に係る許諾の要否を必ず確認し、著作権使用料が必要となる場合は講演等諸雑費に計上してください。
- ・ 文化庁が定める上限額を上回る経費については、対象経費であっても、実行委員会又は地元共催者の負担となります。

2. 計上が認められる主な経費の例

- ・ 楽器を運搬する際に係る費用（居住地から学校等実施会場まで）
- ・ 研修教材費
- ・ その他実技指導の際に係る諸雑費（著作権使用料など）

3. 計上が認められない主な経費の例

具体的に次のようなものですが、記載のもの以外にも対象とならない経費があります。判断しがたい経費については事務局において精査しますので、予め御了承ください。

- ・ 講師が所有する物のレンタル代
- ・ 講師が所有する物をメンテナンスする場合の費用
- ・ **講師が制作した教材に係る費用や制作に係る手数料**
- ・ **通常、学校や児童・生徒が所有しているもの**
- ・ 児童・生徒の移動にかかる費用
- ・ 備品購入費（事業終了後も継続して使用できるものを含む）
- ・ 飲食代、記念品代、花束代等個人に受益があるもの
- ・ 文化施設を利用する場合の会場借上費及び付帯設備費
- ・ 体育館等の条件設備に係る経費（ピアノの移動・調律、暗幕設置費、電気容量が不足する場合の工事経費等）
- ・ **コピー用紙、トナー等本事業に係る経費と通常の事務経費が明確に区分できないもの**
- ・ 申請書提出時に計上されていないもの
- ・ **ガソリン代、駐車場代**

	車両代	ガソリン代	有料道路代	駐車場代
レンタカー	○（実費）	×	○（実費）	×
自家用車	○（車賃＝1km当たり37円）	×	○（実費）	×

※1台に対し、レンタカー代と車賃を両方計上することはできません。

4. 上限額（1校当たり）

- ・ **単独で実施する場合 50,000円以内**
- ・ **文化施設等で合同実施する場合 100,000円以内**

4. 実行委員会の事務局経費の一部（賃金、旅費）

1. 支給対象経費

① 賃金

本事業を実施するため、新たに実行委員会の事務局に職員を雇用する場合のほか、既に雇用している職員が本事業の業務を担う場合に必要な人件費

- ・ 人件費
- ・ 人件費付帯経費（社会保険料等）

※単価、人数、従事時間については、実行委員会の定める雇用規定等に基づき計上してください。

※本事業以外の業務を兼務する職員の人件費については、事業毎の従事時間を明確に区分し、本事業に従事していない時間の人件費を計上しないよう留意してください。

② 旅費

実行委員会の事務局職員が、芸術家、文化芸術団体、都道府県（政令指定都市）、教育委員会及び学校との間を連絡調整する業務に係る旅費

旅費基準等については[P.13「2.旅費」](#)の項目を参照してください

2. 事務局経費の一部となる賃金、旅費の上限額

事業費の50%

事業費とは、「1.謝金」、「2.旅費」、「3.講演等諸雑費」の合計を指します。上記①と②を合計した額の上限は、事業費の50%以下とします。

（例）事業費が100万円の場合、事務局経費の一部となる賃金、旅費の上限は50万円

5. 実行委員会委員に要する経費の一部（謝金、旅費）

① 謝金

実行委員会に出席する委員への謝金

1. 謝金単価

日額 14,260円（税込）

時間単価 7,130円（税込）

2. 留意事項

- 時間単価を採用する場合は、2時間未満とします。1時間未満の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げますが、全体で30分未満の場合は1時間と見なします。
- 上記の謝金の額は「学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業」において文化庁が設定しているものです。
- 文化庁において負担する上限額は上記のとおりとしますが、上限額の範囲内であれば実行委員会において単価を定めることは可能とします。

② 旅費

委員が実行委員会に出席する際及び派遣事業を視察する際に必要な旅費

旅費基準は[P.13「2.旅費」](#)の項目を参照してください。

6. 消費税相当額（参考）

文化庁において実施されている委託業務は、「役務の提供」（消費税法第2条第1項第12号）に該当することから、原則として業務経費の全体が課税対象となります。したがって、積算した業務経費全体に消費税相当額（10%）を計上することとなります。ただし、消費税込の金額となっている経費には消費税が既に含まれており、消費税相当額を別途計上すると二重計上となるため留意が必要です。

委託費の積算に当たっては、課税事業者と免税事業者とでは次に掲げるとおり取り扱いが異なるので、下記の「課税対象表」を参照の上、適正な消費税相当額を計上してください。

① 課税事業者の場合

事業実施過程で取引の際に消費税を課税することとなっている経費（以下「課税対象経費」という。）は消費税額を含めた金額を計上し、課税対象経費以外の経費（不課税経費）は消費税相当額として別途計上してください。

② 免税事業者の場合

消費税を納める義務を免除されているので、課税対象経費分についてのみ消費税額を含めた金額とします（不課税経費に対し消費税相当額を別途計上しない）。なお、実行委員会が簡易課税制度（※）の適用を受けている場合においても消費税相当額の

積算に当たっては、簡易課税の計算方法で算出した額によるのではなく、一般課税事業者の場合と同様に取り扱います。

(※) 簡易課税制度・・・消費税の確定申告を行う場合の仕入税額控除額を求める方法の一つで実際の仕入税額を計算せず、課税売上の一定割合（みなし仕入率）を課税仕入とみなして控除額を簡便に計算する制度であり、個別の事業ごとに計算するのではなく、その事業者の課税期間における課税総売上をもって計算されるもの。

■ 課税対象表 ※国内における一般的な取引の場合

種別	内訳等	対象	注意事項等
賃金	-	不課税	消費税相当額算出 ※交通費を給与として含めている場合、交通費は消費税込なので留意。
謝金	-	税込又は不課税	※委託先の基準により、税込金額か税別金額か取り扱いが異なる。給与として支給される場合は賃金と同様。
旅費	-	税込	通常は消費税込金額。
消耗品等	日当・宿泊費・運賃	税込	通常は消費税込で取引される。

7. 一般管理費

本事業分として経費の算出ができない光熱水費や事務費等の経費を便宜的に一般管理費として計上が認められます。事務局経費、事業費の合計金額10%以内が上限となります。

本事業における一般管理費率は、見積金額確定時に調整を行った一般管理費率とします。見積金額確定時に算定した一般管理費率は確定後、変更できません。また、精算時においても見積金額確定時に設定した一般管理費率を乗じた金額で一般管理費を請求していただくこととなります。

(例) 見積金額確定時に一般管理費率を10%と設定した場合

$$\text{【見積金額確定時】} \quad (\text{事業費} + \text{派遣費} + \text{消費税相当額}) \times \text{一般管理費率} \\ 20,000\text{円} \times 10\% = 2,000\text{円}$$

$$\text{【委託金額確定時】} \quad (\text{事業費} + \text{派遣費} + \text{消費税相当額}) \times \text{一般管理費率} \\ 18,000\text{円} \times 10\% = 1,800\text{円}$$

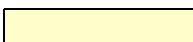
※ 「一般管理費」については、報告時、根拠書類の提出及び内訳の明示はありません。

8. 収入

自己調達額など本事業の実施に当たり助成を受ける見込がある場合は、その金額を記載してください。

精算時の支払額は見積確定額か委託費確定額のいずれか低い方で支払います。収入がある場合は、その収入分を差し引いて支払います。

【様式 1】 実施計画書	18
【様式 2】 委託業務見積書	21
【様式 3】 実施一覧（I 集計表）	24
【様式 3】 実施一覧（II 実施概要）	25
【様式 4】 実施報告書（I 実施状況報告書）	26
【様式 4】 実施報告書（II 経費報告書）	28
【様式 4】 実施報告書（III 旅費計算書）	29
【様式 5】 委託業務完了（廃止）報告書（I 委託業務完了（廃止）報告書）	30
【様式 5】 委託業務完了（廃止）報告書（II 業務結果説明書）	31
【様式 5】 委託業務完了（廃止）報告書（III 業務収支計算書）	33
確認書（知的財産権）	36
任意団体に関する事項	37

記入欄の色について

薄黄色 … 入力が必要な項目です。入力するとセル色が白色に変化します。



薄オレンジ… 入力が必要な項目です。選択式となっており、項目を選択するとセル色が白色に変化します。



薄青色 … 自動入力・自動計算式が設定されたセルです。数式を消去しないよう御留意ください。

また、不適当な文言や数値が反映されている場合は、適宜修正いただいたいて問題ありません。

【様式1】実施計画書

【様式1】実施計画書

令和6年度学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業(芸術家の派遣事業)
〈東日本大震災復興支援対応〉

実施計画書

第 [] 号

令和 6 年 4 月 15 日

住 所 〒 000-0000
〇〇県〇〇市〇〇〇-〇〇-〇〇
団体名 〇〇県子供の育成推進事業実行委員会
代表者職・氏名 代表理事 実行 太郎

1. 業務題目

令和6年度学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業(芸術家の派遣事業)〈東日本大震災復興支援対応〉委託業務

2. 業務の目的

A 東日本大震災により甚大な被害を受けた被災地において、子供たちを中心に文化芸術活動を提供する事業を実施することによって、子供たちが健やかで安心できる環境の醸成を図るとともに、円滑な地域の復興に資することを目的としています。

3. 業務の期間

B 令和 6 年 4 月 2 日 ~ 令和 7 年 3 月 10 日

4. 当該年度における業務実施計画

業務項目		具体的な計画
①	学校における文化芸術活動に対するニーズの把握	学校へアンケートは、調査を行い、早い段階からの把握をしておく。
②	実施前の事前調整等の打ち合わせ	学校の担当者と、事務局員での打ち合わせ。(内容聞き取り等)
③	芸術家の選定及び打ち合わせ	本事業の理解をし、かつ経験豊富な芸術家を選定し、打ち合わせ。
④	学校へ芸術家を派遣し、事業実施	芸術家が円滑に公演を実施でき、生徒が安全にかつ楽しんで鑑賞できるよう、フォローをする。
⑤	実施計画書の作成、実施状況の報告	実施計画書の作成:毎月第一月曜日に提出に合わせる 実施報告書の作成・実施後2週間以内に作成し提出
⑥	事業実施後、学校へのフォローアップ・ヒアリング等	学校への聞き取り、生徒へのアンケートのまとめ等
⑦	芸術家、文化芸術団体及び講演等諸雑費の支払に係る事務	書類の提出の依頼・支払業務
⑧	事業実施に係る実施報告・精算手続	報告書の提出、それに伴い人件費や経費精算
⑨	実績確認等についての対応・協力	必要に応じて行う
⑩		
⑪		
⑫		

5. 業務実施体制

業務項目	実施場所	業務担当責任者
① 学校における文化芸術活動に対するニーズの把握	学校	文化実
② 実施前の事前調整等の打ち合わせ	web会議等	芸術花子
③ 芸術家の選定及び打ち合わせ	団体事務所	文化実
④ 学校へ芸術家を派遣し、事業実施	実施校	芸術花子
⑤ 実施計画書の作成、実施状況の報告	団体事務所	芸術花子
⑥ 事業実施後、学校へのフォローアップ・ヒアリング等	学校訪問又は、web会議等	芸術花子
⑦ 芸術家、文化芸術団体及び講演等諸雑費の支払に係る事務	団体事務所	文化実
⑧ 事業実施に係る実施報告・精算手続	団体事務所	実行太郎
⑨ 実績確認等についての対応・協力	団体事務所(メール等)	実行太郎
⑩		
⑪		
⑫		

6. 業務項目別実施期間

実施期間：令和 6 年 4 月 2 日 ~ 令和 7 年 3 月 10 日

業務項目	開始時期	～	終了時期
① 学校における文化芸術活動に対するニーズの把握	4月 下旬頃	～	5月 中旬頃
② 実施前の事前調整等の打ち合わせ	5月 上旬頃	～	9月 中旬頃
③ 芸術家の選定及び打ち合わせ	4月 中旬頃	～	5月 下旬頃
④ 学校へ芸術家を派遣し、事業実施	6月 中旬頃	～	1月 中旬頃
⑤ 実施計画書の作成、実施状況の報告	5月 下旬頃	～	10月 中旬頃
⑥ 事業実施後、学校へのフォローアップ・ヒアリング等	7月 上旬頃	～	1月 中旬頃
⑦ 芸術家、文化芸術団体及び講演等諸雑費の支払に係る事務	7月 下旬頃	～	2月 上旬頃
⑧ 事業実施に係る実施報告・精算手続	6月 下旬頃	～	2月 中旬頃
⑨ 実績確認等についての対応・協力	8月 上旬頃	～	2月 上旬頃
⑩	月旬頃	～	月旬頃
⑪	月旬頃	～	月旬頃
⑫	月旬頃	～	月旬頃

7. この業務に関して補助金等を受けた実績**D**

- ・平成●年度 *,***,*** 円
- ・令和●年度 *,***,*** 円

8. 知的財産権の帰属 ▼選択肢よりいずれかを選択する。**E**

- 知的財産権は乙に帰属することを希望する。

9. 再委託に関する事項

なし

書類作成時の留意事項**A) 業務の目的**

業務の目的のほか、目的を達成するに当たっての課題やそれを解消するための計画も記載してください。
記入スペースが足りない場合は適宜行を増やしてください。

B) 業務の期間

開始日：決定通知日以降の任意の日付としてください。
終了日：令和7年3月31以前の日付としてください。

C) 当該年度における業務実施計画

- ①～⑨以外のその他の業務が生じる場合、⑩～⑫行に追記してください。
足りない場合は行を追加してください。
- 「具体的な計画」欄について、業務項目のほか、特記すべき事項がある場合は具体的な計画を記してください。

D) この業務に関して補助金等を受けた実績

本委託事業が継続課題の場合、前年度までの委託契約は過去の実績に該当しません。

E) 知的財産権の帰属

「知的財産権は乙に帰属することを希望する。」を選択した場合は、「確認書（知的財産権）」の提出が必要です。

【様式2】委託業務見積書

【様式2】委託業務見積書

実行委員会名: ○○県子供の育成推進事業実行委員会

令和6年度学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業(芸術家の派遣事業) 〈東日本大震災復興支援対応〉

A

(課税事業者 免税事業者) ←該当する項目はチェック「■」を選択してください。

B

1. 経費予定額

区分	費目	予算額(円)	備考	事業費比率
[A] 支出	事務局経費	2,159,240		39.9%
	事業費	5,412,580		
	一般管理費	757,182		
	負担した仕入税額	0		
[B] 収入	合計	8,329,002		
	自己調達額	180,000		
	その他	0		
	合計	180,000		
	総合計[A-B]	8,149,002		

B

2. 内訳

[A] 支出

■事務局経費

<賃金> ※課税事業者の場合、10%が<消費税相当額>として自動計算されます

人数	単価	時間/日	従事月	金額	備考
1人	1,500	80 時間	10カ月	1,200,000	8時間×10日×10か月
1人	1,500	168 時間	3カ月	756,000	8時間×21日×3か月
人		時間	カ月	0	
人		時間	カ月	0	
小計				1,956,000	

<人件費付帯経費(社会保険料等)>

対象内容	単価	人数	従事月	金額	備考
		人	カ月	0	
		人	カ月	0	
		人	カ月	0	
		人	カ月	0	
小計				0	

<事務局旅費>

被派遣地域	単価	人数	校数	金額	備考
○○県	2,400	1人	5校	12,000	往復4回分
○○県	3,000	1人	10校	30,000	往復3回分
○○市	1,600	1人	10校	16,000	往復2回分
		人	校	0	
小計				58,000	

<実行委員会委員に係る謝金>

人数	単価	時間/日	回数	金額	備考
1人	14,260	1日	1回	14,260	
1人	14,260	1日	1回	14,260	
1人	14,260	1日	1回	14,260	
1人	14,260	1日	1回	14,260	
小計				57,040	

<実行委員会旅費>

被派遣地域	単価	人数	回数	金額	備考
○○県	0	1人	1回	0	
○○県	1,400	1人	1回	1,400	片道700円
○○県	80,800	1人	1回	80,800	片道35500+宿9800
○○県	6,000	1人	1回	6,000	片道3500
小計				88,200	

事務局経費合計

2,159,240

■事業費

①謝金

<芸術家の派遣事業に係る講師等謝金>

謝金区分	単価	人数	校数	金額	備考
講師謝金	35,650	4人	13校	1,853,800	
演奏謝金(1時間)	6,520	5人	10校	326,000	
演奏謝金(2時間)	13,040	6人	12校	938,880	
演奏謝金(3時間)	19,560	5人	3校	293,400	
実技指導謝金(1時間)	5,200	人	校	0	
実技指導謝金(2時間)	10,400	人	校	0	
実技指導謝金(3時間)	15,600	人	校	0	
単純労務謝金(1時間)	7,210	人	校	0	
単純労務謝金(2時間)	2,420	人	校	0	
単純労務謝金(3時間)	3,630	人	校	0	
①謝金小計				3,412,080	

F

②旅費

<芸術家の派遣事業に係る講師等派遣旅費>					
被派遣地域	単価	人数	校数	金額	備考
〇〇県	600	4人	5校	12,000	
〇〇県	2,000	2人	10校	40,000	
〇〇県	5,000	3人	5校	75,000	
〇〇県	3,500	6人	15校	315,000	
②旅費合計				442,000	

③講演等諸雑費

<講演等諸雑費>				
費目	単価	数量	校数	
音楽著作権使用料	1,650	1	15校	
楽器運搬費	19,750	1	15校	
体験楽器レンタル費	27,500	3	15校	
③講演等諸雑費合計				

旅費計算が細かい場合や、団体で取りまとめた別資料がある場合等、別紙にまとめていただいても構いません。 (任意書式)

④消費税相当額

<消費税相当額(賃金の10%)> ※課税事業者のみ				
費目	賃金	税率	金額	備考
消費税相当額	0	10%	0	
④消費税相当額小計				0

事業費合計(①+②+③+④)

5,412,580

⑤事務局経費+事業費

⑥一般管理費	一般管理費率	10 %	757,182
--------	--------	------	---------

G
H
⑦負担した仕入税額

<負担した仕入税額> ※課税事業者のみ				
費目	金額	備考		
⑦負担した仕入税額				0

見積額計(⑤+⑥+⑦)

8,329,002

[B] 収入

種 别	摘要	金額	備考
自己調達額		180,000	
その他			
合 計		180,000	

3.再委託費内訳

III その他

1. 経理担当者(責任者及び事務担当者)

氏 名	職 名	連絡先
(責任者) 実行 太郎	代表理事	Tel ***-*-*-* E-mail AAAAAAA@bbb.ccc
(事務担当者) 推進 花子	事務局員	Tel ***-*-*-* E-mail BBBBBB@bbb.ccc

2. 特定個人情報等取扱者(責任者及び事務担当者)

氏 名	職 名	連絡先
(責任者) 実行 太郎	代表理事	Tel ***-*-*-* E-mail AAAAAAA@bbb.ccc
(事務担当者) 芸術 次郎	管理課会計担当	Tel ***-*-*-* E-mail CCCCC@bbb.ccc

書類作成時の留意事項

A) 事業者の税種別

該当する項目を選択してください。課税事業者の場合、消費税相当額が自動計算されます。

B) 事業費比率

事務局経費と事業費の比率が自動計算されます。事務局経費が事業費の50%を超えないよう調整してください。

C) 事務局経費<賃金>

交通機関等による移動時間は、原則として賃金に含めることはできません。また、実行委員会から受けている給与等の収入が賃金と重複する場合は計上できません。

事務局経費<事務局旅費>

打ち合わせに係る旅費を入力してください。

事業費から事務局経費へ移動しておりますので、ご注意ください。

D) 備考欄

計算内訳が細かい場合や、実行委員会で取りまとめた別資料がある場合には、その旨を備考欄に記入してください。

E) 謝金

実行委員会が既定の範囲内において独自に謝金単価を設ける場合は、その規定等を提出してください。ただし、文化庁規程単価を超過した金額を設定することはできません。

F) 旅費

芸術家の派遣に係る旅費を分けて記入してください。

G) 一般管理費

10%を上限とします。委託費確定時に一般管理費以外の額が見積確定額を下回った場合でも、委託業務見積書で設定した比率が一般管理費率となります。

[»P.16「7.一般管理費」](#)

H) 負担した仕入税額

適格請求書（インボイス）発行事業者以外の事業者と取引を行う見込みの場合、仕入税額を計上することができます。**給与等の不課税経費、謝金、日当は仕入税額控除の対象となりません。**

I) 再委託費内訳

再委託費を計上する場合、シートの左側にある「+」マークを押下し、表示されるフォーマットに内訳を記入してください。

再委託費は、委託費の50%以内としてください。



【様式3】実施一覧

(I) 集計表)

【様式3】I 集計表

実行委員会名 ○○県子供の育成推進事業実行委員会

令和6年度学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業(芸術家の派遣事業)
 (東日本大震災復興支援対応)
 実施一覧(I集計表)

通し番号	実施校	学校区分 ※1	講師氏名 ※本名	実施分野		補助者 のべ人数	回数	実施日 *2			費用			備考	
				大項目	中項目			第1回	第2回	第3回	謝金	旅費	講演等諸経費		
													合計		
1	○○市立○○第一小学校	小	講師 太郎	音楽	E 芭楽器	4人	2回	6月1日(木)	6月2日(金)		123,460円	6,000円	48,350円	177,810	
2	○○市立○○第二小学校	小	講師 太郎	演劇	C 人形劇	1人	1回	6月6日(火)			48,690円	1,500円	1,650円	51,840	
3	○○市立東△△小学校	小	講師 太郎	音楽	D バーカツション	3人	1回	6月7日(水)			74,770円	2,500円	46,700円	123,970	
4	○○市立西△△小学校	小	講師 太郎	音楽	D バーカツション	3人	2回	6月8日(木)	6月9日(金)		149,340円	5,000円	48,350円	202,690	
5	○○市立□□□北小学校	小	講師 太郎	音楽	E 芭楽器	5人	3回	7月3日(月)	7月4日(火)	7月5日(水)	200,350円	10,500円	50,000円	460,850	
6	○○市立□□□東小学校	小	講師 太郎	音楽	E 芭楽器	5人	3回	7月8日(木)	7月9日(金)	7月10日(月)	200,350円	10,500円	50,000円	460,850	
7	○○市立○○第一中学校	中	芸術 花子	演劇	A 現代劇	2人	1回	9月1日(金)			56,450円	2,400円	1,650円	60,500	
8	○○市立○○第二中学校	中	芸術 花子	演劇	A 現代劇	2人	1回	9月4日(月)							60,500
9	○○市立○○第三中学校	中	芸術 花子	演劇	D 児童劇	2人	3回	9月5日(火)	9月6日(水)	9月7日(木)	200,550円	7,200円	4,350円	212,700	
10	○○市立○○○西中学校	中	芸術 花子	演劇	D 児童劇	2人	3回	9月11日(月)	9月12日(火)	9月13日(水)	200,550円	7,200円	4,350円	212,700	
11	○○市立○○東中学校	中	芸術 花子	演劇	B ミュージカル	0人	2回	9月14日(木)	9月15日(金)		71,300円	3,600円	3,300円	78,200	
12	○○市立○○中央中学校	中	芸術 花子	舞踏	B 現代舞踏	0人	2回	9月14日(木)	9月15日(金)		71,300円	3,600円	3,300円	78,200	
13	○○県立○○北高等学校	高	音楽 次郎	舞踏	A バレエ	0人	1回	9月14日(木)			35,650円	15,000円	1,650円	52,300	
14	○○県立○○特別支援学校	特	教育 光子	伝統芸能	E 和太鼓	5人	1回	9月18日(月)			113,650円	5,000円	46,700円	165,350	
15	△△市立△△義務教育学校初等部	小	講師 太郎	美術	C 版画	1人	1回	10月2日(月)			42,170円	1,500円	0円	43,670	
16	○○県立○○中等教育学校前期	中等(前)	芸術 花子	音楽	A ピアノ	0人	1回	10月6日(金)			35,650円	1,800円	0円	37,450	
17	○○県立○○中等教育学校後期	中等(後)	音楽 次郎	演劇	E その他	0人	2回	10月8日(金)	10月9日(月)		71,300円	30,000円	3,300円	104,600	
18	○○県立△△△ろう学校	特	教育 光子	美術	D 影刻	3人	1回	11月1日(水)			74,770円	3,000円	46,700円	124,470	
19						0回								0	
20						0回								0	
				計		38人	31回							2,708,850	

※講師氏名は本名のみ記入してください。

※分野は別シート【分野】を参照してください。

※本事業で得た個人情報は、本事業のみで使用します

書類作成時の留意事項

A) 通し番号、実施校

学校順は実行委員会で管理しやすい任意の順としてください。ただし、通し番号を変更することはできません。

B) 実施日

- 同一校に対し、3回まで実施を行うことができます。
- 第1回～第3回には同日を設定できません。
- 変更がある場合、毎月第一月曜日の定期報告時に更新して提出してください。
- 中止の場合、学校情報を一覧から削除せず、実施日欄に「中止」を記入してください。
- 最終提出日（令和6年10月31日）以降の変更については、精算時にすべて更新してください。

C) 費用

計画時は記入不要です。実施報告時に実績値を入力し提出してください。

(II 実施概要)

【様式3】II実施概要

実行委員会名 ○○県子供の育成推進事業実行委員会

令和6年度学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業(芸術家の派遣事業)
(東日本大震災復興支援対応)
実施一覧(II実施概要)

D

通し番号	実施校	実施対象 #3			実施校情報		備考
		全校児童生徒数	実施単位	対象人数(のべ)	都道府県	住所	
1	○○市立○○第一小学校	100	学年単位	16人	○○県	○○市○○町1-111-1	
2	○○市立○○第二小学校	200	学年単位	70人	○○県	○○市○○町2-222-2	
3	○○市立東△△小学校	80	学年単位	40人	○○県	○○市東△△町1-2-3	
4	○○市立西△△小学校	250	全校児童・生徒	250人	○○県	○○市西△△町1-2-3	実行委員会視察予定
5	□□市立□□北小学校	300	全校児童・生徒	300人	○○県	□□市□□町北1-2-3	
6	□□市立□□南小学校	280	全校児童・生徒	280人	○○県	□□市□□町南1-2-3	
7	○○市立○○第一中学校	400	学年単位	130人	○○県	○○市○○町○○通り1-111-1	
8	○○市立○○第二中学校	150	学年単位	50人	○○県	○○市○○町2-222-2	
9	○○市立○○第三中学校	300	全校児童・生徒	300人	○○県	○○市○○町3-3-3	
10	○○市立○○西中学校	240	全校児童・生徒	240人	○○県	○○市○○町9-9-9	
11	○○市立○○東中学校	210	学級単位	35人	○○県	○○市○○東町9-9-9	
12	○○市立○○中央中学校	600	学級単位	40人	○○県	○○市○○本町9-9-9	
13	○○県立○○北高等学校	450	全校児童・生徒	450人	○○県	○○県○○市北区1-1-1	
14	○○県立○○特別支援学校	35	全校児童・生徒	35人	○○県	○○県○○市○○町1-1-1	
15	△△市立△△義務教育学校初等部	18	全校児童・生徒	18人	○○県	△△市△△町9-8-7	
16	◎◎市立◎◎中等教育学校前期	60	学年単位	20人	○○県	◎◎市◎◎町123	
17	◎◎市立◎◎中等教育学校後期	45	全校児童・生徒	45人	○○県	◎◎市◎◎町11000	
18	○○県立△△う学校	40	全校児童・生徒	40人	○○県	○○県△△市△△町789	
19							
20							
計		3758人		2359人			

※講師氏名は本名のみ記入してください。

※分野は別シート【分野】を参照してください。

※本事業で得た個人情報は、本事業のみで使用します

書類作成時の留意事項

D) 実施対象

- 「実施単位」は、当てはまる項目を選択してください。
 - 「全校児童・生徒」「学年単位」「学級単位」以外の実施単位は「その他」を選択し、()内に具体的な単位を入力してください。
- ※「その他」として、部活動、幼稚園等の対象外学年、教職員・保護者等の対象外者、その他実施の手引きで定められていない対象は選択できません。

【様式4】実施報告書

(I 実施状況報告書)

【様式4】I 実施状況報告書

通し番号 1 番

令和6年度 学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業(芸術家の派遣事業) 〈東日本大震災復興支援対応〉

I 実施状況報告書

受託団体名	●●県文化芸術鑑賞・体験推進事業			
ふりがな	ぶんかしりつぶんかしょうがっこう			全校 児童・生徒
実施校名	文化市立文化小学校			
都道府県	●●県	学校種別	小学校	学校種別(その他)の内容
実施会場	実施校の教室・体育館			学校長名 文化 太郎
他校との合同開催の状況	参加学校名			担当者名 学校 太郎
実施分野 (別シート参照)	大項目	中項目	(補足がある場合は記入してください)	
	音楽	C 弦楽器		
ふりがな	こうしたろう			所属団体(任意) アンサンブル〇〇
講師氏名 ※本名	講師 太郎			

A 芸術家の派遣事業実施による効果及び成果 (当てはまる項目に○をつけてください。複数可)

- 1 () 文化芸術や伝統芸能等への関心を高めることができた
- 2 () 豊かな心や感性、創造性をはぐくむことができた
- 3 () コミュニケーションの活性化に役立てることができた
- 4 () CDやDVD等では得られない反応があった
- 5 () 学校行事として文化芸術に関する行事が定着するきっかけとなった
- 6 () 学校教育の指導方法に役立てることができた
- 7 () 子どもたちの個性や能力を発見したり、理解する機会となった

実施日時	令和6年10月15日(火)			実施時間	午前	実施時間計	90 分
教科の位置付け	教科			教科名	音楽		
参加児童・生徒	合計	20	人	参加児童・生徒単位	学年単位		
					内訳 3年生		
第1回 補助者	氏名 ※本名		従事内容	氏名 ※本名		従事内容	
	1	演奏 花子	演奏	4			
	2	指導 次郎	実技指導	5			
	3						
実施内容	各楽器の紹介。楽器の特徴や名前当てクイズ。実際に楽器に触ってもらって、どのような音が出るか知つてもらってから、実際に演奏会を披露。						
その他 感想・ご意見等 (任意)	普段触ることの機会のない楽器に触れて、興味にあふれていた。プロの生演奏を聞く機会は、とても貴重な経験であり、とても良い時間となつてよかったです。						

B

C

D

書類作成時の留意事項

A) 芸術家の派遣事業実施による効果及び成果

すべての項目についてプルダウンから「A～E」のいずれかを選択してください。

B) 実施時間計

実際に講師が児童・生徒に講話等を行った実働時間を記載してください。打ち合わせや休憩時間、移動時間は除いてください。

C) 教科の位置付け

プルダウンから当てはまる位置付けを選択してください。「教科」「特別活動」「その他」の場合は右枠に詳しい内容を選択又は入力してください。**部活動等、教科や学校行事以外の実施は認められません。**

D) 参加児童・生徒単位

プルダウンから当てはまる参加児童・生徒単位を選択してください。「学年単位」「学級単位」「その他」の場合は下枠に詳しい内容を選択又は入力してください。

(II 経費報告書)

【様式4】II 経費報告書

通し番号	1	番
------	---	---

**令和6年度学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業(芸術家の派遣事業)
〈東日本大震災復興支援対応〉
II 経費報告書**

実施日	第1回	第2回	第3回	受託団体	
					実施校名
	10月15日(火)			●●県文化芸術鑑賞・体験推進事業	

※ 青色のセルには計算式が設定されていますので入力しないでください

【謝金】

種別	氏名 ※本名	単価	時間	回数	合計
講師	講師 太郎	35,650 円		1 回	35,650 円
補助者	演奏者 演奏 花子	6,520 円	2 時間	1 回	13,040 円
	実技指導者 指導 次郎	5,200 円	2 時間	1 回	10,400 円
		0 円	時間	回	0 円
		0 円	時間	回	0 円
		0 円	時間	回	0 円
謝金合計(a)					59,090 円

※補助者種別:「演奏者」「実技指導者」「単純労務者」のいずれかを選択してください。

※補助者謝金単価(1人1時間当たり): 演奏者6,520円 実技指導者5,200円 単純労務謝金1,210円

※補助者謝金について、30分以上は1時間として計上してください。

【旅費】

種別	氏名 ※本名	合計	
講師	講師 太郎	19,400 円	
補助者	演奏 花子	592 円	
	指導 次郎	920 円	
		円	
		円	
		円	
旅費合計(b)		20,912 円	

※被派遣者毎に、様式4Ⅲ「③旅費」の合計金額を記入してください。

※旅費が0円の場合も記入してください。

【様式4】実施報告書（Ⅲ旅費計算書）の旅費合計額を記入してください。

【講演等諸雑費】

種別	項目	単価	数量	(単位)	合計
運搬費	楽器運搬費	20,000 円	1	式	20,000 円
		円			0 円
		円			0 円
講演等諸雑費合計(c)					20,000 円

※種別:「運搬費」「消耗品」「著作権使用料」「その他」のいずれかを選択してください。

総合計(a+b+c)	100,002 円
------------	-----------

※本事業で得た個人情報は、本事業内のみで使用します

(III 旅費計算書)

【様式4】III旅費計算書

通し番号	1	番
------	---	---

令和6年度学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業(芸術家の派遣事業)
(東日本大震災復興支援対応)

III旅費計算書

実施日	第1回	第2回	第3回
	10月15日(火)		

受託団体	●●県文化芸術鑑賞・体験推進事業
実施校名	文化市立文化小学校

①派遣先

学校名	文化市立文化小学校	最寄駅/バス停	△駅
-----	-----------	---------	----

②被派遣者

令和 6 年 5 月 20 日 現在

ふりがな こうしたろう	ふりがな	専門分野 ヴァイオリン
本名 講師 太郎	芸名	
最寄交通機関 OO線		

③旅費

旅費合計 (a+b+c+d)	19,400 円		※距離を必ず記入してください。	ください。								
	日付	曜日	移動区間	※交通機関名	※距離(km)	運賃	特急	交通費	車 費	日当	宿泊費	宿泊地
			発地 → 着地			乗車券	急行料金	小計	単価	小計		
2024/10/14	月	OO駅 → ××駅							0	1,100	9,800	OO市
		××駅 → △△駅							0			
2024/10/15	火	△△駅 → 学校							0	1,100		
		学校 → △△駅							0			
		△△駅 → ××駅	JR東海道新幹線 り	120.0km	2,000	1,500	3,500		0			
		××駅 → OO駅	私鉄特急 なし	10.0km	200		200		0			
		→							0			
		→							0			
		→							0			
		→							0			
		→							0			
		合 計			a 7,400	b 0	c 2,200	d 9,800				

(備考)

※本事業で得た個人情報は、本事業内のみで使用します

【様式5】委託業務完了（廃止）報告書

(I 委託業務完了（廃止）報告書)

【様式5】I 委託業務完了（廃止）報告書

令和6年度学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業（芸術家の派遣事業）
〈東日本大震災復興支援対応〉

委託業務完了（廃止）報告書

文化庁参事官（芸術文化担当）付
学校芸術教育室

Ⓐ 令和 7 年 3 月 3 日

事務局法人名
事務局法人代表者名

Ⓐ 報告書の提出日は、Ⓑ 業務
完了日以降の日付としてください。

受託者住所 〒 000-0000

〇〇県〇〇市〇〇〇-〇〇-〇

団体名及び 〇〇県子供の育成推進事業実行委員会

代表者職・氏名 代表理事 実行 太郎

令和6年 4 月 2 日 付け 令和6年度学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業
(芸術家の派遣事業) 委託業務は、令和 Ⓑ 7 年 3 月 3 日に完了（廃止）したので、
委託契約書第10条の規定により、下記の書類を添えて報告します。

なお、委託契約書第16条に規定する知的財産権（又は著作権等）は、無償で譲渡します。

記

1. 業務結果説明書

知的財産権について、帰属を「乙」と
している場合は黄色部分の文言を削除
してください。

2. 業務収支決算書

(II 業務結果説明書)

【様式5】II 業務結果説明書

実行委員会名: ○○県子供の育成推進事業実行委員会

令和6年度学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業(芸術家の派遣事業)
〈東日本大震災復興支援対応〉

業務結果説明書

業務の実績

A (1) 業務の実施日程

実施期間: 令和 6 年 4 月 2 日 ~ 令和 7 年 3 月 3 日

業務項目		開始時期		~	終了時期	
①	学校における文化芸術活動に対するニーズの把握	4	月 下旬頃	~	5	月 中旬頃
②	実施前の事前調整等の打ち合わせ	5	月 上旬頃	~	9	月 中旬頃
③	芸術家の選定及び打ち合わせ	4	月 中旬頃	~	5	月 下旬頃
④	学校へ芸術家を派遣し、事業実施	6	月 中旬頃	~	1	月 中旬頃
⑤	実施計画書の作成、実施状況の報告	5	月 下旬頃	~	10	月 中旬頃
⑥	事業実施後、学校へのフォローアップ・ヒアリング等	7	月 上旬頃	~	1	月 中旬頃
⑦	芸術家、文化芸術団体及び講演等諸雑費の支払に係る事務	7	月 下旬頃	~	2	月 上旬頃
⑧	事業実施に係る実施報告・精算手続	6	月 下旬頃	~	2	月 中旬頃
⑨	実績確認等についての対応・協力	8	月 上旬頃	~	2	月 上旬頃
⑩		月	旬頃	~	月	旬頃
⑪		月	旬頃	~	月	旬頃
⑫		月	旬頃	~	月	旬頃

(2) 実施状況

i 事前打ち合わせの記録

月日	実施校	参加者	方法	打ち合わせ内容
5月25日	○○市立○○第一小学校	事務 花子 講師 太郎	学校往訪	・事業内容の確認 ・会場、経路、控室の確認 ・その他学校の要望をヒアリングし、講演内
5月28日	○○市立○○第二小学校	事務 花子 講師 太郎	学校往訪	同上
5月29日	○○市立東△△小学校	事務 花子 講師 太郎	WEB会議等	・事業内容の確認 ・会場、経路、控室の確認 ・体験ワークショップについての諸注意を確

ii 実施状況

B 【様式4】実施報告書 の通り

(3) 支払等に係る業務

芸術家、文化芸術団体及び講演等諸経費の支払に関する業務

- ・様式9(別紙口)の通り、各アーティスト、芸術団体及び各業者へ銀行振り込み。
※一部現金払いを希望アーティストは現金支払。

(4) 事務局及び文化庁への報告に係る業務

● 様式5～8の作成

- ・各学校へ報告書一部作成依頼・回収・ヒアリング(様式8)
- ・各アーティストへ報告書一部作成依頼・証憑回収・ヒアリング(様式5～6)

● 様式9の作成

- ・実施状況取りまとめ
- ・支払状況の管理
- ・支払に係る書類の取りまとめ

(5) その他の業務

記録写真の撮影及び撮影許諾・使用許諾書の取得
児童・生徒感想文の提出依頼(任意)

書類作成時の留意事項

A) 業務の実施日程

①～⑨以外のその他の業務が生じた場合、空白の行に追記してください。

B) (3)～(5) 各業務報告について

業務ごとに、実施状況、対応内容等を具体的に記載してください。「【様式5】委託業務完了(廃止)報告書(Ⅲ業務収支計算書)」に報告する支出との関連性が分かるように記入してください。該当業務が生じなかった場合は「なし」と記入してください。

(三 業務收支計算書)

【様式5】Ⅲ 業務收支計算書

実行委員会名: ○○県子供の育成推進事業実行委員会

令和6年度学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業(芸術家の派遣事業)
〈東日本大震災復興支援対応〉

三 業務収支計算書

(課税事業者 免税事業者) ←該当する項目はチェック「■」を選択してください。

1. 決算總括表

1. 決算総括表		事業費比率 38.8%		
区分	費目	委託費確定額(円)	備考	事業費比率 38.8%
[A] 支出	事務局経費	2,131,600		
	事業費	5,492,030		
	一般管理費	762,363		
	負担した仕入税額	0		
	合計	8,385,993		
[B] 収入	自己調達額	0		
	その 他	0		
	合計	0		
総合計[A-B]		8,385,993		

2. 肉板

[A] 支出

■ 事務局経費

＜賃金＞ ※課税事業者の場合、10%が＜消費税相当額＞として自動計算されます

氏名	単価	時間	金額	左の金額の対象期間		支払年月日	資料番号(備考)
				開始	終了		
職員 一郎	1,500	800	1,200,000	2024/5/15	2025/2/25	2025/3/10	人1、出勤簿
事務 花子	1,500	500	750,000	2024/7/1	2025/3/31	2025/3/10	人2、出勤簿
			0				
			0				
小計			1,950,000				

<人件費付帯経費(社会保険料等)>

氏名	金額	左の金額の対象期間		支払年月日	資料番号(備考)
		開始	終了		
小計	0				

<事務局旅費>

氏名	金額	左の金額の対象期間		支払年月日	資料番号(備考)
		開始	終了		
職員 一郎	39,620	2024/4/25	別添資料の通り	2025/2/10	旅1
事務 花子	16,000	2024/4/25	別添資料の通り	2025/2/10	旅2
小計	55,620				

＜実行委員会委員に係る謝金＞

氏名	金額	発注年月日	実施日	支払年月日	資料番号(備考)
実行太郎	14,260	2024/12/1	2024/12/1	2025/2/10	実1
委員一郎	14,260	2024/12/1	2024/12/1	2025/2/10	実2
会員次郎	14,260	2024/12/1	2024/12/1	2025/2/10	実3
小計	42,780				

<実行委員会旅費>

氏名	金額	発注年月日	実施日	支払年月日	資料番号(備考)
美行 太郎	2,000	2024/4/25	2024/12/1	2025/2/10	実1
委員一郎	1,400	2024/4/25	2024/12/1	2025/2/10	実2
会員次郎	79,800	2024/4/25	2024/12/1	2025/2/10	実3
小計	83,200				
務局経費合計	2,131,600				

四庫全書

① 謝金

〈芸術家の派遣事業に係る講師等謝金〉

③ 故費

＜芸術室の派遣事業に係る講師等派遣旅費＞

<芸術家の派遣事業に係る講師等派遣旅費>						
学校名	氏名	金額	発注年月日	実施日	支払年月日	資料番号(備考)
別添資料参照		1,600,000	2024/4/25	様式2参考	2025/2/10	交1-30
②旅費合計		1,600,000				

G

③講演等諸雑費 <講演等諸雑費>						
学校名 別添資料参照	費目	金額	発注年月日	実施日	支払年月日	資料番号(備考)
		599,100	2024/4/25	様式3参照	2025/1/10	諸1~30
③講演等諸雑費合計			599,100			
H ④消費税相当額 <消費税相当額(賃金の10%)> ※課税事業者のみ						
賃金	税率	金額				
0	10 %	0				
④消費税相当額小計			0			
事業費合計(①+②+③+④)			5,492,030			
⑤事務局経費+事業費			7,623,630			
⑥一般管理費(※4)			762,363			
I ⑦負担した仕入税額 <負担した仕入税額> ※課税事業者のみ						
費目	金額	備考				
⑦負担した仕入税額			0			
支出額計(⑤+⑥+⑦)			8,385,993			
J						
K [B] 収入						
種別	摘要	金額	備考			
自己調達額						
その他						
合計		0				
L 3.再委託費内訳						

書類作成時の留意事項

A) 事業者の税種別

該当する項目を選択してください。課税事業者の場合、消費税相当額が自動計算されます。

B) 事業費比率

事務局経費と事業費の比率が自動計算されます。事務局経費が事業費の50%を超えないよう調整してください。

C) 事務局経費

雇用対象経費を人ごとに記載してください。

職員分の旅費にかかった実費を記載してください。

D) 謝金

すべての実施校分の「【様式4】実施報告書（Ⅱ経費報告書）」の内容を転記するか、一式金額を計上し内訳を別表（任意書式）に取りまとめて提出してください。「【様式4】実施報告書（Ⅱ経費報告書）」と合計金額が一致していることを確認してください。

書類作成時の留意事項

E) 旅費

講師及び補助者の旅費

すべての実施校分の「【様式4】実施報告書（Ⅱ経費報告書）」の内容を転記するか、一式金額を計上し内訳を別表（任意書式）に取りまとめて提出してください。「【様式4】実施報告書（Ⅱ経費報告書）」と合計金額が一致していることを確認してください。

F) 備考欄

内訳を取りまとめた別資料がある場合は、その旨を備考欄に記入してください。

G) 講演等諸雑費

すべての実施校分の「【様式4】実施報告書（Ⅱ経費報告書）」の内容を転記するか、一式金額を計上し内訳を別表（任意書式）に取りまとめて提出してください。「【様式4】実施報告書（Ⅱ経費報告書）」と合計金額が一致していることを確認してください。

H) 消費税相当額

賃金の10%を消費税相当額として計上してください。

[»P.15 「6.消費税相当額（参考）」](#)

I) 一般管理費

本事業分として経費の算出ができない光熱水費や事務費等の経費を、便宜的に一般管理費として計上することができます。見積金額確定時に使用した一般管理費率から変更できません。
※領収書、内訳明細は不要です。

[»P.16 「7.一般管理費」](#)

J) 負担した仕入税額

適格請求書（インボイス）発行事業者以外の事業者と取引を行った場合、仕入税額を計上することができます。**給与等の不課税経費、謝金、日当は仕入税額控除の対象となりません。**

K) 収入

自己調達額など本事業の実施に当たり助成を受けた場合は、その金額を記載してください。
支出合計額が見積確定額を上回り、自己負担金にて相殺をする場合は、収入欄に超過額を記入してください。

[»P.16 「8.収入」](#)

L) 再委託費内訳

再委託費を計上する場合、シートの左側にある「+」マークを押下し、表示されるフォーマットに内訳を記入してください。

再委託費は、委託費の50%以内としてください。



確認書（知的財産権）

（確認書（知的財産権））

確 認 書（知的財産権）

令和〇年〇月〇日

支出負担行為担当官

文化庁次長 殿

[事務局法人名]

[事務局法人代表者役職・代表者名] 殿

(受託者)	住 所	〒〇〇〇〇
	名称及び	〇〇〇〇〇
	代表者名	〇〇〇〇〇

〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、[事務局法人名] [事務局法人代表者役職・代表者名]（以下「甲」という。）に対し、令和6年〇月〇〇日付けで契約を締結した令和6年度「学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業（芸術家の派遣事業）＜東日本大震災復興支援対応＞」委託業務（以下「当該委託」という。）に関し下記の事項を約する。

記

1. 乙は、当該委託に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、当該委託契約書の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。
2. 乙は、甲又は文化庁が公共の利益のために特に必要であるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該委託に係る知的財産権を実施する権利を甲又は文化庁に許諾する。
3. 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲又は文化庁が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
4. 乙は、上記2に基づき甲又は文化庁に利用する権利を許諾した場合には、甲又は文化庁の円滑な権利の利用に協力する。
5. 乙は、甲又は文化庁が上記3に基づき、当該知的所有権を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には甲又は文化庁に協力するとともに、遅滞なく、理由書を甲又は文化庁に提出する。
6. 乙は、甲又は文化庁以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）もしくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定もしくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲又は文化庁の承認を受ける。
 イ 乙が株式会社である場合に、乙がその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
 ロ 乙が承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。）又は認定TLO（同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
 ハ 乙が技術研究組合である場合に、乙がその組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

任意団体に関する事項

(任意団体に関する事項)

任意団体に関する事項

代表者 ○○ ○○

1. 団体名

2. 団体の目的

3. 団体の構成員及び役割等

役割等	構成員氏名	住 所	連絡先

4. 団体の主たる事務所の所在地

5. 委託業務における債務責任者（複数人可）※債務責任者本人が署名を行うこと

債務責任者 ○○ ○○

6. 責任者に事故等があった場合の措置 ※債務責任継承者本人が署名を行うこと

上記 5 における債務責任者が、本委託業務に係る債務の履行が不可能となった場合には、本委託業務に係る一切の債務を保証するものとする。

債務責任継承者 ○○ ○○

7. 会計事務処理の基準（旅費支給、謝金単価基準等）

8. 業務終了後（解散後）の債務継承（証拠書類等の保存義務等）

9. その他必要な事項

(記載要領)

- 1 「団体名」については、任意団体の団体名を記載すること。
- 2 「団体の目的」については、任意団体の設立趣旨、実施目的等について具体的かつ簡潔に記載すること。
- 3 「団体の構成員及び役割等」については、
 - ①役割等・・構成員の任意団体内における、位置づけ、担当業務等を記載すること。（代表責任者、出納管理者、事務、アドバイザー等）
 - ②構成員氏名・・任意団体を構成する人員（企業、法人等の団体そのものが構成員の場合は、当該団体名）を記載すること。
 - ③住所、連絡先・・原則記載することとするが、構成員全員の住所及び連絡先を記載することが困難な場合は、代表責任者の住所及び連絡先のみを記載すること。
- 4 「団体の主たる事務所の所在地」については、任意団体が本事業実施において事務所等として使用している場所の住所について記載すること。
- 5 「委託業務における債務責任者（複数人可）」については、本事業実施における任意団体内での債務責任者について記載の上、該当責任者は自筆で署名を行うこと。（債務責任者が代表者と同一である場合は署名する必要はない。）
- 6 「責任者に事故等があった場合の措置」については、5. に記載した債務責任者が、事故、辞任等で変更された場合において、本事業における債務責任継承する者が自筆で署名を行うこと。（5において既に複数人の債務責任者を記載している場合は記載する必要はない。）
- 7 「会計事務処理の基準（旅費支給、謝金単価基準等）」については、任意団体において定めている会計事務処理基準等（経費の支出基準について定めているもののみで可）を添付すること。（母体となる団体の会計事務処理基準に準じる場合は母体となる団体の会計事務処理基準を添付すること。）
例) 委託業務における会計処理については添付の会計事務処理基準によるものとし、会計処理基準に定めがない場合には国の会計規程に基づいて処理する。等
- 8 「業務終了後（解散後）の債務継承（証拠書類等の保存義務等）」については、本事業終了後及び団体の解散後も、引き続き必要となる債務についてどのように継承するのか具体的に記載すること。
例) 証拠書類については債務責任者○○が事業終了後5年間保存し、金銭債務については債務責任者○○及び○○が連帯して負う。等
- 9 「その他必要な事項」については、各事業担当課において任意団体に事業を委託するにあたって上記の外に必要となる事項について適宜記載させること。

1. 契約時

Q1 査定時に減額されたが、具体的にどのように予算計画を見直せばよいでしょうか？

採択された金額の範囲内で実施可能な学校数、行程を再度検討してください。予算再編成の方法に決まりはございませんが、主な方法を3つ御紹介します。

- ① 予定校数を見直す
- ② 行程を見直す
- ③ 1校当たりの実施回数・経費を見直す

調整方法について判断に迷う場合は事前に事務局まで御相談ください。

Q2 知的財産権の帰属を自団体とすることは可能でしょうか？

可能です。

知的財産権の帰属を自団体とする場合は、契約書とともに「確認書（知的財産権）」を提出してください。

2. 実施計画時

Q3 1校につき複数のプログラムでワークショップを行うことは可能でしょうか？

1校につき複数のプログラムでワークショップを行うことはできません。1校につき1プログラムまでとしてください。

Q4 義務教育学校や中等教育学校の場合、それぞれの課程ごとで講演を行うことは可能ですか？

義務教育学校などの一貫校において、課程ごとにそれぞれ実施を行うことはできません。1校につき1実施までとしてください。

Q5 実施回数が複数回となる場合、その開催日は連続していないといけないのでしょうか？

効率的な事業実施の観点から、連続していることが好ましいですが、実施校・芸術家の都合等によりやむを得ない場合は、その限りではありません。

Q6

【様式3】実施一覧の提出について

【様式3】実施一覧（I集計表）と（II実施概要）については、各学校の講演が始まる前に提出する書類です。

進捗確認も兼ねていますので、定期提出時点で確定している計画をすべて記載し提出してください。

提出期限：各月第一月曜日まで

計画確定期限：令和6年10月31日（木）

変更が発生した際には、その都度更新し、提出してください。

全ての学校で講演が終了しましたら、【様式3】実施一覧に実績を反映し、【様式4】実施報告書と併せて提出してください。

実行委員会が独自に謝金の単価を設定することは可能でしょうか？

Q7

また、講師・補助者の区分をなくし、芸術家全員に同額の謝金を設定することは可能でしょうか？

実行委員会が独自に謝金単価を設定することは可能です。

ただし、設定できる単価の上限はP12「1.謝金単価」表の単価の範囲内としてください。

また、講師・補助者の区分なくして実施することはできません。

芸術家全員に同額の謝金を設定する場合、講師の謝金を下げ、補助者の単価と合わせる形は可能ですが、講師・補助者の合計額を被派遣者人数で均一に分けて計上することはできません。

（例）講師1名・補助者（演奏謝金）5名派遣し、芸術家全員に同額の謝金を設定する場合の1名当たりの金額

・○認められる例

（講師6,520円 + 補助者補助者（演奏謝金）(6,520円×5名)32,600円) ÷6名 = **6,520円**

・×認められない例

（講師35,650円 + 補助者補助者（演奏謝金）(6,520円×5名)32,600円) ÷ 6名 = **11,375円**

Q8

昨年度の採択校のうち、昨年度と異なる学年に向けての実施は連続実施にあたりますか？

対象者が異なる場合であっても、事業主旨に鑑み、直近2年間で採択実績のない学校を優先して採択してください。

Q9

【様式3】実施一覧（I集計表・II実施概要）の学校順には決まりがあるのでしょうか？

決まりはありません。実行委員会で管理しやすい任意の順に記入してください。

ただし、通し番号を変更することはできません。日程変更や中止等の場合も、番号の入替や削除は行わないでください。

3. 実施報告時

Q10 事務局経費・事業費間の流用は認められますか？

費目間で流用する額が各費目の流用先の20%以内の範囲で流用を認めます。

例) 事務局経費100万円、事業費200万円 計300万円を委託上限額として見積確定した場合

【様式2】Ⅱ 委託業務見積書		【様式5】Ⅲ 業務収支計算書		【様式5】Ⅲ 業務収支計算書		【様式5】Ⅲ 業務収支計算書	
事務局経費 100万円	事業費 200万円	事務局経費 60万円	事業費 240万円	事務局経費 120万円	事業費 180万円	事務局経費 50万円	事業費 250万円
見積確定時		事務局経費を流用※1		事業費を流用※1		事務局経費を過剰流用※2	
							事務局経費 120万円
精算時		精算時		精算時		精算時	

○ 認められる例

✗ 認められない例

※1…事務局経費・事業費の20%以内の流用

※2…事務局経費の20%を超える金額の流用

※3…見積確定額の超過

なお、事務局経費内、事業費内の流用には特に制限はありません。

Q11 【様式4】実施報告書は1校ごとに都度提出が必要でしょうか？

【様式4】実施報告書は、同時期に実施された複数校分の報告書をまとめて御提出いただく形で問題ありません。なお、【様式4】実施報告書の提出期限を過ぎる場合は事前に御連絡をお願いいたします。

Q12 【様式5】Ⅲ 業務収支計算書の内訳はすべて記載する必要がありますか？

内訳はすべて明示する必要がありますが、別途実行委員会で作成した内訳明細の確認できる書類がある場合は、「別添資料」として添付の上、【様式5】Ⅲ 業務収支計算書への記載は総額のみとしても問題ありません。

Q13 講師が入院のため参加ができなくなってしまいました。講師変更は可能でしょうか？

入院等、やむを得ない事情による講師変更は可能です。変更の場合は下記の通り御対応ください。

- ① 日程変更等、講師を変更をせずに実施する方法を御検討ください。
- ② ①が対応困難の場合、必ず実施校に事前連絡・相談をお願いいたします。その上で講師を変更し実施を続行するのか、中止にするのか御検討ください。この際、学校の意向を最優先し、実行委員会の都合を強く押し通すことはしないよう留意してください。また、講師を立てずに実施を行うことは認められません。
- ③ 変更に係る手続きについてはP.8 「5.事業の変更・中止」の項を確認してください。

Q14 レンタカー代は計上できますか？

公務の観点から、公共交通機関での移動を原則としており、移動のみを目的としたレンタカー利用は認められません。道具運搬を目的としたレンタカーワークは、必要な場合に限り、「講演等諸経費」に計上してください。この場合、同運搬車両に乗車する被派遣者の移動交通費を計上することは認められません（高速料金を除く）。

※レンタカーに付随する保険・添付品（オプション）は計上することは認められません。

Q15 ガソリン代は計上できますか？

ガソリン代の計上は認められません。

Q16 パック旅行は利用可能ですか？

パック旅行を利用された際は、明細内訳の写し、領収書の写しをご提出ください。
(予約時のメールの写しでも構いません)

Q17 一般管理費とは具体的にどのような経費でしょうか？

本事業の事務局経費、事業費として計上できない対象外の経費等を便宜的に計上できる費目となります。具体的には光熱水費や事務費、委託上限額内に収まらない事業費等が該当します。

Q18 領収書や請求書の宛名が実行委員会以外の場合、根拠書類として認められますか？

本事業の精算業務においては、実行委員会からの支出の流れを確認します。
宛名（=出金者）がその他の場合には、実行委員会からの出金記録の提出が必要です。
間に立替払を挟む場合、実行委員会と立替者間での立替精算の記録を提出してください。

Q19 芸術家等への支払が済んでいないため報告書の提出締切に間に合わない場合は、どうしたらいいのでしょうか？

締切までに、支払明細書以外の書類金額根拠となる（請求書、出演契約書等）を提出してください。
その後、支払明細書等の支払の証明となる書類については、①令和7年3月31日（月）までに
支払を完了し、②支払完了後、ただちに支払の証明となる書類を提出してください。

ただし、この対応はあくまでも特例措置であり、推奨されるものではありません。報告書提出期限から逆算し、余裕を持った業務計画をお願いいたします。

報告書提出期限：令和7年3月7日（金）

別紙

別紙 I	実施分野	44
別紙 II	旅費基準表	45
別紙 III	片道100km未満の特例区間	46

【別紙 I】実施分野

大項目	中項目								
	A ピアノ	B 声楽	C 弦楽器	D パーカッション	E 管楽器	F 合唱	G オーケストラ等	H 音楽劇 (オペラ)	I その他
音楽	A ピアノ	B 声楽	C 弦楽器	D パーカッション	E 管楽器	F 合唱	G オーケストラ等	H 音楽劇 (オペラ)	I その他
演劇	A 現代劇	B ミュージカル	C 人形劇	D 児童劇	E その他				
舞蹈	A バレエ	B 現代舞踊	C 身体表現	D その他					
大衆芸能	A 落語	B 講談	C 漫才	D 浪曲	E その他				
美術	A 洋画	B 日本画	C 版画	D 彫刻	E 書	F 写真	G その他		
伝統芸能	A 歌舞伎	B 能楽	C 人形浄瑠璃	D 日本舞踊	E 和太鼓	F 箏	G 三味線	H 邦楽	I その他
文学	A 俳句	B 朗読	C その他						
生活文化	A 囲碁	B 将棋	C 華道	D 茶道	E 和装	F 食文化	G その他		
メディア 芸術	A メディアアート	B 映画	C アニメーション	D マンガ	E 映像	F その他			

【別紙Ⅱ】旅費基準表

旅費項目		金額、基準	備考
車賃	1km当たり	37円	全路程を通算し、1km未満の端数は切り捨てます。
宿泊料 (1夜につき)		甲地方 10,900円まで 乙地方 9,800円まで	甲地方：さいたま市、千葉市、東京特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市 乙地方：甲地方以外 申請時の上限であり、精算時は宿泊料について実費又は「旅費基準表」の金額のいずれか低い方が上限となります。
日当		1,100円	ただし下記の場合を除く ・宿泊を要さず、鉄道100km未満、水路50km未満又は陸路25km未満の旅行の場合 ・鉄道、水路及び陸路にわたる場合は、鉄道4km、水路2kmをそれぞれ陸路1kmとみなします。
鉄道料金	急行料金	特急料金： 片道100km以上 急行列車： 片道50km以上	特急列車は、片道100km未満であっても、次の場合には利用できるものとします。 ① 【別紙Ⅲ】の区間 (途中駅で乗下車する場合は除く) ② ①以外の区間で特急列車を利用することで、日程が短縮でき経済的な旅程になると認められる場合
	座席指定料金	特急列車又は急行列車を利用する場合で、片道100km以上	片道100km未満であっても、特急列車で【別紙Ⅲ】の区間（途中駅で乗下車する場合は除く）を利用する場合は、座席指定料金を認めるものとします。
航空運賃		航空機の利用が最も経済的な通常の経路及び方法によると認められる場合	
高速料金		高速道路の利用が最も経済的な通常の経路及び方法によると認められる場合	

（「令和6年度国家公務員等の旅費に関する法律」行政職俸給表（一）の4級相当より抜粋）

＜留意事項＞

- ① 私事のための旅行と連続している場合、私事に関わる旅費は事業外経費となりますのでお支払できません。
- ② 航空機を利用する場合は、事業終了後に「領収書」及び「搭乗証明書又は搭乗案内※」の提出が必要となります。
※「搭乗案内」とは、搭乗口を通過される際に発行される「行先」「便名」「座席番号」が記載された小さい用紙のことです。
- ③ 特急・急行列車を利用する場合は、事業終了後に「領収書」の提出が必要となります。
- ④ 高速道路を利用する場合は、事業終了後に「領収書」又は「ETC利用証明書」の提出が必要となります。
- ⑤ 航空機を利用する場合は原則として、割引航空券又はパック商品（宿泊を伴う場合）を利用するものとします。
- ⑥ 宿泊料について、実費又は「旅費基準表」の金額のいずれか低い方が上限となります。
また、事業終了後に「領収書」の提出が必要となります。
- ⑦ グリーン車やクラスJ等のグレードアップ分はお支払できません。

【別紙Ⅲ】片道100km未満の特例区間(特別急行料金及び特別急行列車座席指定料金の特例対象区間)

	区間		区間		区間
1	函館～八雲	51	古川～一ノ関	101	高田～見附
2	五稜郭～八雲	52	古川～水沢江刺	102	直江津～長岡
3	新函館北斗～八雲	53	古川～北上	103	直江津～見附
4	新函館北斗～長万部	54	くりこま高原～水沢江刺	104	直江津～東三条
5	八雲～洞爺	55	くりこま高原～北上	105	柏崎～東三条
6	八雲～伊達紋別	56	くりこま高原～新花巻	106	柏崎～加茂
7	札幌～美唄	57	一ノ関～新花巻	107	柏崎～新津
8	札幌～砂川	58	一ノ関～盛岡	108	長岡～新潟
9	札幌～滝川	59	水沢江刺～盛岡	109	新潟～村上
10	札幌～白老	60	盛岡～二戸	110	坂町～鶴岡
11	札幌～苦小牧	61	盛岡～八戸	111	鶴岡～村上
12	札幌～追分	62	盛岡～大曲	112	東京～小田原
13	札幌～新夕張	63	盛岡～角館	113	東京～湯河原
14	岩見沢～深川	64	二戸～七戸十和田	114	東京～大月
15	岩見沢～旭川	65	八戸～新青森	115	東京～小山
16	美唄～旭川	66	七戸十和田～奥津軽いまべつ	116	東京～熊谷
17	砂川～旭川	67	青森～鷹ノ巣	117	東京～本庄早稻田
18	滝川～旭川	68	青森～大館	118	東京～石岡
19	旭川～白滝	69	米沢～村山	119	東京～八街
20	旭川～土別	70	赤湯～村山	120	東京～成東
21	旭川～名寄	71	赤湯～新庄	121	東京～横芝
22	旭川～美深	72	山形～新庄	122	東京～八日市場
23	伊達紋別～苦小牧	73	大曲～秋田	123	東京～茂原
24	東室蘭～苦小牧	74	大曲～零石	124	東京～上総一ノ宮
25	東室蘭～南千歳	75	秋田～東能代	125	東京～大原
26	幌別～南千歳	76	秋田～鷹ノ巣	126	東京～君津
27	登別～南千歳	77	秋田～象潟	127	東京～木更津
28	白老～新札幌	78	秋田～仁賀保	128	霞ヶ関～箱根湯本
29	南千歳～占冠	79	秋田～田沢湖	129	品川～小田原
30	新札幌～新夕張	80	秋田～角館	130	品川～熱海
31	新得～池田	81	秋田～遊佐	131	品川～石岡
32	遠軽～北見	82	八郎潟～鷹ノ巣	132	新横浜～小田原
33	遠軽～美幌	83	東能代～弘前	133	新横浜～熱海
34	北見～網走	84	大館～新青森	134	新横浜～三島
35	木古内～奥津軽いまべつ	85	羽後本荘～鶴岡	135	小田原～新富士
36	名寄～音威子府	86	羽後本荘～余目	136	小田原～静岡
37	幌延～南稚内	87	羽後本荘～酒田	137	熱海～静岡
38	幌延～稚内	88	越後湯沢～長岡	138	熱海～伊豆急下田
39	郡山～白石藏王	89	越後湯沢～燕三条	139	池袋～西武秩父
40	郡山～米沢	90	越後湯沢～高崎	140	新宿～大月
41	郡山～那須塩原	91	浦佐～燕三条	141	新宿～箱根湯本
42	双葉～仙台	92	浦佐～上毛高原	142	立川～塩山
43	福島～仙台	93	新井～柏崎	143	立川～山梨市
44	福島～赤湯	94	新井～長岡	144	立川～石和温泉
45	福島～かみのやま温泉	95	上越妙高～長岡	145	立川～甲府
46	福島～山形	96	上越妙高～見附	146	八王子～塩山
47	福島～新白河	97	上越妙高～黒部宇奈月温泉	147	八王子～山梨市
48	仙台～くりこま高原	98	上越妙高～上田	148	八王子～石和温泉
49	仙台～一ノ関	99	上越妙高～長野	149	八王子～甲府
50	仙台～浪江	100	高田～長岡	150	八王子～竜王

	区間		区間		区間
151	八王子～韋崎	201	柏～友部	251	芦原温泉～新高岡
152	大月～韋崎	202	柏～水戸	252	加賀温泉～新高岡
153	大月～小淵沢	203	柏～勝田	253	小松～新高岡
154	塩山～上諏訪	204	水戸～いわき	254	小松～富山
155	石和温泉～上諏訪	205	いわき～相馬	255	金沢～富山
156	甲府～富士	206	軽井沢～長野	256	金沢～黒部宇奈月温泉
157	甲府～岡谷	207	錦糸町～成東	257	金沢～七尾
158	甲府～塩尻	208	錦糸町～横芝	258	金沢～和倉温泉
159	甲府～富士宮	209	錦糸町～八日市場	259	新高岡～黒部宇奈月温泉
160	甲府～内船	210	錦糸町～旭	260	新高岡～糸魚川
161	韋崎～松本	211	千葉～八日市場	261	富山～糸魚川
162	上野～小山	212	千葉～旭	262	糸魚川～長野
163	上野～熊谷	213	千葉～銚子	263	糸魚川～飯山
164	上野～本庄早稲田	214	大網～安房鴨川	264	上諏訪～信濃大町
165	上野～石岡	215	大原～海浜幕張	265	塩尻～中津川
166	東武動物公園～藪塚	216	大原～蘇我	266	塩尻～長野
167	東武動物公園～新桐生	217	御宿～海浜幕張	267	木曽福島～多治見
168	浦和～栃木	218	勝浦～海浜幕張	268	木曽福島～松本
169	浦和～新鹿沼	219	勝浦～蘇我	269	木曽福島～明科
170	大宮～小山	220	上総興津～海浜幕張	270	松本～白馬
171	大宮～宇都宮	221	上総興津～蘇我	271	松本～南小谷
172	大宮～本庄早稲田	222	安房小湊～海浜幕張	272	松本～篠ノ井
173	大宮～高崎	223	安房小湊～蘇我	273	松本～長野
174	大宮～新前橋	224	安房鴨川～蘇我	274	安中榛名～上田
175	大宮～渋川	225	三島～静岡	275	安中榛名～長野
176	大宮～安中榛名	226	新富士～掛川	276	佐久平～長野
177	大宮～栃木	227	静岡～浜松	277	佐久平～飯山
178	大宮～新鹿沼	228	豊橋～名古屋	278	上田～飯山
179	小山～那須塩原	229	豊橋～水窪	279	京都～日根野
180	宇都宮～新白河	230	豊橋～中部天竜	280	京都～関西空港
181	熊谷～中之条	231	名古屋～米原	281	京都～綾部
182	熊谷～上毛高原	232	名古屋～白川口	282	京都～福知山
183	熊谷～軽井沢	233	名古屋～飛騨金山	283	京都～西舞鶴
184	熊谷～安中榛名	234	名古屋～中津川	284	新大阪～柏原
185	熊谷～佐久平	235	岐阜～白川口	285	新大阪～西明石
186	本庄早稲田～上毛高原	236	岐阜～飛騨金山	286	新大阪～姫路
187	本庄早稲田～軽井沢	237	岐阜～下呂	287	新大阪～海南
188	本庄早稲田～佐久平	238	岐阜～飛騨萩原	288	新大阪～和歌山
189	高崎～長野原草津口	239	岐阜～敦賀	289	大阪～柏原
190	高崎～佐久平	240	大垣～敦賀	290	尼崎～柏原
191	高崎～上田	241	米原～京都	291	姫路～岡山
192	久喜～藪塚	242	高山～富山	292	姫路～佐用
193	久喜～新桐生	243	敦賀～芦原温泉	293	姫路～和田山
194	館林～浅草	244	敦賀～小松	294	姫路～八鹿
195	足利市～浅草	245	敦賀～京都	295	姫路～江原
196	北千住～足利市	246	越前たけふ～加賀温泉	296	姫路～豊岡
197	北千住～太田	247	越前たけふ～小松	297	姫路～竹田
198	北千住～栃木	248	越前たけふ～金沢	298	相生～岡山
199	浅草～太田	249	福井～金沢	299	上郡～鳥取
200	浅草～栃木	250	芦原温泉～金沢	300	岡山～福山

	区間		区間		区間
301	岡山～新尾道	351	園部～東舞鶴	401	今治～伊予大洲
302	岡山～新見	352	園部～西舞鶴	402	松山～伊予吉田
303	岡山～多度津	353	園部～宮津	403	松山～八幡浜
304	岡山～観音寺	354	綾部～城崎温泉	404	松山～卯之町
305	岡山～川之江	355	福知山～豊岡	405	松山～宇和島
306	岡山～伊予三島	356	福知山～城崎温泉	406	伊予市～宇和島
307	岡山～善通寺	357	福知山～網野	407	鴨島～阿波池田
308	岡山～琴平	358	福知山～峰山	408	阿波池田～後免
309	岡山～阿波池田	359	鳥取～伯耆大山	409	阿波池田～高知
310	岡山～三原	360	鳥取～米子	410	阿波池田～徳島
311	岡山～大原	361	倉吉～米子	411	阿波池田～阿波川島
312	倉敷～新見	362	倉吉～松江	412	土佐山田～須崎
313	新倉敷～新尾道	363	米子～鳥取大学前	413	後免～須崎
314	新倉敷～三原	364	松江～大田市	414	高知～土佐久礼
315	福山～東広島	365	出雲市～江津	415	高知～窪川
316	新尾道～広島	366	出雲市～浜田	416	須崎～中村
317	宝塚～柏原	367	大田市～浜田	417	栗林～板野
318	宝塚～福知山	368	大田市～益田	418	栗林～池谷
319	三田～福知山	369	益田～新山口	419	栗林～徳島
320	柏原～豊岡	370	児島～伊予三島	420	栗林～勝瑞
321	新見～米子	371	高松～観音寺	421	屋島～池谷
322	津～鵜方	372	高松～川之江	422	屋島～徳島
323	津～名張	373	高松～伊予三島	423	志度～徳島
324	松阪～紀伊長島	374	高松～阿波池田	424	徳島～日和佐
325	松阪～尾鷲	375	高松～大歩危	425	徳島～牟岐
326	多気～尾鷲	376	高松～板野	426	三原～広島
327	新宮～白浜	377	高松～池谷	427	広島～徳山
328	紀伊勝浦～白浜	378	高松～徳島	428	新岩国～新山口
329	紀伊勝浦～紀伊田辺	379	高松～阿南	429	徳山～厚狭
330	串本～白浜	380	高松～勝瑞	430	新山口～新下関
331	串本～紀伊田辺	381	坂出～伊予西条	431	新山口～津和野
332	白浜～御坊	382	坂出～川之江	432	新山口～小倉
333	白浜～海南	383	坂出～伊予三島	433	新下関～博多
334	紀伊田辺～海南	384	坂出～新居浜	434	小倉～博多
335	紀伊田辺～和歌山	385	坂出～阿波池田	435	小倉～新鳥栖
336	南部～和歌山	386	宇多津～伊予西条	436	小倉～中津
337	湯浅～天王寺	387	宇多津～阿波池田	437	小倉～柳ヶ浦
338	藤並～天王寺	388	丸亀～新居浜	438	小倉～宇佐
339	海南～天王寺	389	丸亀～伊予西条	439	小倉～杵築
340	和歌山～天王寺	390	丸亀～壬生川	440	折尾～中津
341	二条～綾部	391	多度津～新居浜	441	香椎～行橋
342	二条～福知山	392	多度津～伊予西条	442	博多～筑後船小屋
343	二条～東舞鶴	393	観音寺～今治	443	博多～新大牟田
344	二条～西舞鶴	394	川之江～今治	444	博多～新玉名
345	亀岡～綾部	395	伊予三島～今治	445	博多～佐賀
346	亀岡～福知山	396	新居浜～伊予北条	446	博多～江北
347	亀岡～東舞鶴	397	新居浜～松山	447	博多～肥前鹿島
348	亀岡～西舞鶴	398	伊予西条～伊予北条	448	博多～武雄温泉
349	亀岡～宮津	399	伊予西条～松山	449	博多～有田
350	園部～福知山	400	壬生川～松山	450	博多～嬉野温泉

区間	区間	区間
451 博多～行橋	481 鹿児島～西都城	511 大分～豊後竹田
452 博多～日田	482 新鳥栖～肥前鹿島	512 鶴崎～佐伯
453 博多～天ヶ瀬	483 新鳥栖～諫早	513 津久見～日向市
454 二日市～新大村	484 新鳥栖～武雄温泉	514 佐伯～延岡
455 鳥栖～肥前鹿島	485 新鳥栖～有田	515 佐伯～日向市
456 鳥栖～諫早	486 新鳥栖～早岐	516 延岡～宮崎
457 鳥栖～武雄温泉	487 新鳥栖～佐世保	517 延岡～南宮崎
458 鳥栖～早岐	488 新鳥栖～新大村	518 延岡～宮崎空港
459 鳥栖～佐世保	489 新鳥栖～嬉野温泉	519 南延岡～宮崎
460 鳥栖～新大村	490 佐賀～諫早	520 南延岡～南宮崎
461 鳥栖～嬉野温泉	491 佐賀～長崎	521 南延岡～宮崎空港
462 久留米～熊本	492 佐賀～早岐	522 日向市～宮崎
463 久留米～天ヶ瀬	493 佐賀～佐世保	523 日向市～南宮崎
464 久留米～豊後森	494 佐賀～新大村	524 日向市～宮崎空港
465 久留米～由布院	495 江北～諫早	525 宮崎～都城
466 筑後船小屋～熊本	496 江北～長崎	526 宮崎～西都城
467 筑後船小屋～新八代	497 長崎～武雄温泉	527 南宮崎～国分
468 新玉名～新鳥栖	498 長崎～嬉野温泉	528 新水前寺～豊後竹田
469 熊本～新水俣	499 中津～別府	529 宮地～三重町
470 熊本～出水	500 中津～大分	530 春日部～朽木
471 熊本～新鳥栖	501 柳ヶ浦～別府	531 春日部～新鹿沼
472 熊本～宮地	502 柳ヶ浦～大分	532 肢木～鬼怒川公園
473 熊本～豊後竹田	503 宇佐～大分	533 肢木～新藤原
474 肥後大津～豊後竹田	504 別府～佐伯	534 肢木～龍王峠
475 新八代～出水	505 大分～豊後中村	535 肢木～川治温泉
476 新八代～川内	506 大分～佐伯	536 下今市～春日部
477 新水俣～鹿児島中央	507 大分～日田	
478 出水～鹿児島中央	508 大分～天ヶ瀬	
479 鹿児島中央～都城	509 大分～豊後森	
480 鹿児島中央～西都城	510 大分～宮地	

【図表: 特区について】



【A】 【C】 【ハ】
・【A】～【ハ】まで乗車した場合、【A】～【C】の区間については、特急料金の計上が認められます。

【A】 【B】 【E】
・【A】～【B】まで乗車した場合は、特区の区間を超えていないので、特急を利用する場合は、一般管理費で対応してください。

【A】 【B】 【E】
・【A】～【E】まで乗車した場合は、特区の区間を超えていないので、特急を利用する場合は、一般管理費で対応してください。

【A】 【C】 【D】
・【A】～【D】まで乗車した場合は、【A】～【D】の区間について、特急料金の計上が認められます。

対象区間